
平成19年 第3回 築上町議会定例会会議録（第4日）

平成19年9月12日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成19年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	7番 西畠イツミ君
8番 西口 周治君	9番 有永 義正君
10番 田村 兼光君	11番 吉元 成一君
12番 成吉 暉奎君	14番 武道 修司君
15番 平野 力範君	16番 中島 英夫君
18番 田原 親君	19番 信田 博見君
20番 宮下 久雄君	

欠席議員（3名）

6番 丸山 年弘君	13番 岡田 信英君
17番 繁永 隆治君	

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君	主査 西畠 弥生君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
秘書課長	西村 好文君	財政課長	田原基代孝君
企画課長	加来 篤君	地域振興課長	中野 誠一君
人権課長	吉田 一三君	住民課長	遠久 隆生君
税務課長	椎野 義寛君	健康福祉課長	吉留 久雄君
高齢者福祉課長	吉留 正敏君	産業課長	出口 秀人君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	川崎 道雄君
農業委員会	後田 幸政君	住民生活室長	落合 泰平君
管理課長	安田 美鈴君	企業立地課長	竹本 正君
環境課長	松田 倫夫君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	舟川 忠良君	監査室長	吉留 康次君
徴収専門官	大田 隆君	徴収専門官	小林 實君
審議官	白川 義雄君	代表監査委員	浦岡 信男君

武道 修司	1. 産業の振興や町の活性化について	①産業の振興や町の活性化についての考え方・計画をお聞きしたい。
	2. 町の防犯について	①町の防犯に対しての考え方と取り組みについてお聞きしたい。 また、防犯協会はどの様になっているのかお聞きします。
	3. 町の観光地等について	①住民の皆さんに憩いの場所や、町外から来られた方々に紹介する場所の環境整備はどうになっているのか。 お聞きしたい。
信田 博見	1. エタノール事業の構想について	①総括としての町長の意見。 今後の取組みについて
	2. 町民の所得向上について	①町民の所得の格差をなくすための努力を。 県下でも所得が非常に低い、少しでも向上するように町長の考えは。
工藤 久司	1. 災害と防災について	①危険箇所等についての調査はしているか、又、対応については、どの様に考えているのか。 ②町民に対して防災の意識向上を高める為には訓練等も考えはどうか。
	2. 行財政改革について	①今までの取組みと、その成果について。又、今からやろうとしている改革について。
平野 力範	1. 町政懇談会における町長の発言の真意について	①町長はいろいろ約束しているようだが、財政的に裏づけがあつての発言か。 ②椎田中、築城中の統合・新設について ③議会軽視とも思える発言等について
	2. 財政悪化の対策について	①行財政改革の更なる展望について
西畠イツミ	1. 高齢者対策の充実を	①介護保険の改正によって介護サービスが変わったことを解りやすく知らせることと今まで受けっていたサービスを続けることはできないのか。 ②後期高齢者医療制度の問題点について
	2. 防災について	①台風等の避難場所と対応について ②防災マップの作成について

午前10時00分開議

○議長（成吉 嘉奎君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（成吉 嘉奎君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は、きのうの続きの議員からいたします。

それでは、7番目に14番、武道修司議員。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 14番、武道です。通告に基づきまして質問をさせてもらいたいと思います。本日、トップバッターということで、まだ頭の中の回転が余りよくないんですが、順番に進めていきたいというふうに思ってますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初に、産業振興と町の活性化について、ちょっと幅の広い出題というか質問事項になっているわけなんですが、昨日も塩田議員からもお話があったようにシャンシャン祭りがなくなり町民体育祭がなくなり、産業振興にしても町の活性化にしても何となく後手後手に回っているんじゃないかな。町の活性化がなければ産業の発展もないような気がしてるのでございます。

で、ここで、町長にお聞きしたいというように思うんですが、産業の振興という中で、一つは農業、漁業、林業、水産業、で、また、商業と、いろんな産業があるわけなんですが、ここでの問題の中でエタノールの問題と企業立地の問題はちょっとのけてください。で、その産業の振興で一つは、シャンシャン祭りというのが産業振興を目的としたお祭りだったわけなんです。その祭りをなくし、今後産業振興を進めていく中身というか方向というのを町長はどのように考えておるのかお聞きしたい。と、同時に、町民体育祭がなくなり横の連携、町の住民の連携、交流、そういうふうな場を今後どのようにつくりていきながら町の活性化を進めていくつもりなのか、その点の2点をまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 嘉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常に産業振興とシャンシャン祭りと結びつけられておるようでございますけど、実は産業振興ということで電源立地の中でシャンシャン祭り、きのうも答えたとおりでございますけど、それは一つ起爆剤にしようということで、ずっと花火大会が主体、そして、あとは地域の物産を並べて、前は1日でございましたけど今は2日間ということでやってまいりました。そういう形の中で若干産物は売れると思います。そういう形の中で、これは、私は一過的なやっぱりイベントということで、これを起爆剤にしながら町の産業。本来なら産業振興という形になれば町民所得が上がる、これがやっぱり私は産業振興だろうと考えておる。エタノール

を除けと言うけどエタノールを除くわけにはいきません。やっぱりエタノールは農業の振興という形の中でね、あなたは除けって、私は除くことはできませんので、やはり農業振興、（発言する者あり）えつ。（「回答は要らない。回答（　）」と呼ぶ者あり）だからそういう形で回答は要らないちゅ形ですけども。やはり農業振興、これはやっぱり築上町においては農業と、いわゆる昔から米作地帯、稻作地帯ずっときたわけでございますし、そういう形の中でエタノールの、稻作を利用したエタノールと、これはごく当然……こうすれば私は農業振興につながると。

それから、旧椎田町では液肥という事業取り組んできている。これも大きな私は農業振興の一環だろうと考えて、そうすることによって農家のいわゆる肥料費、これが軽減されていて非常に農家所得は向上してくると、このように考えて。林業もしかり、しかし、今日の斜陽化の中では林業という外材に押されてきてなかなか日の目を見ないのが林業だと考え、しかし、だんだん地球温暖化の関係、それから外国の木材の高騰と、それから、また木質がこれもまたエタノール、形でセルロースからエタノールをつくっていこうという形の動きもどんどん出てきており、そういう形の中で木材の需要が急増してきておるわけでございますし、外材の輸入も値が上がりだしたと、このような状況でございますし、やはり林業もこれは大事にしていかなきや。

そしていつかは、林業というのは非常に長い間のサイクルでございます。大体昔は、まあ、木を植えた人の3代後に木が切られるという状況でございますので、サイクルの長い産業ということで、本来ならずっとこれがいつでも少しずつ木を切って生計ができるようなシステムがあったわけでございますけれども、なかなか戦後の伐採、荒廃期にどんどん木を切って山の木が少なく、そして植林が侵食されていった。そういういろんな世の中の流れの経過の中で林業がこう……漁業もしかりです。本来なら漁業ということで域内でとった物はこの域内消費ということで、椎田の魚市場、それから昔は全部魚市場持っておったですね、漁港ごとに。それがなかなかよそからの魚に押されてきて域内消費じゃなくなってきたというふうなことで逆に売り込みを都会——小倉まで持つていかなきやいかんようになったと、こういういろんな諸問題、社会的な要因があるわけでございます。これをいかに克服するかということで、やはり今からは1次産業の見直しという、国のやっぱり大きな力が私は必要だと。その中で町の方も努力をしながら産業振興やって農業所得を上げていくと、これが私は一番の産業振興ではないか。企業誘致もしかりです。そうすれば雇用、町民所得は上がるというようなことでですね。あと信田議員の質問にも町民所得という問題出てきりますけれども、やはり所得が上がって、そして皆さんが健康で文化的な生活ができる築上町をつくると、これがやっぱり一番我々の責務であると考えております。

以上です。（発言する者あり）町の活性化も今申したとおりでございます。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 質問の内容がちょっと私の言い方が悪いのか聞き方が悪いのか

よくわかりませんが。まずは、一つは、今の産業振興の問題を質問したんです。もう一つは、町民体育祭等がなくなるということで町の交流、住民の人たちの交流、その人たちの活性化がなくなるというおそれがあるので、それにかわるような活性化をどのように考えてるのかというようにお聞きしたんです。産業だけの問題を今言ったんやなくて、町——産業の問題と活性化の問題を質問したんで、その活性化の部分を答えてくださいということ。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） あなたの言う活性化は交流だけが活性化ちゅうように聞こえるんですけどね。私が今聞いたのそういう、シャンシャン祭り、それから町民体育祭と、人の交流はこれは大事です。やっぱり心の交流といいますか、お互い町民を知り合って、そして話をし合いながら議論をし合っていくというこれは大事なことだろうと思います。そういう形の中では各サークル等々でいろんな活性化といいますか交流事業は行われておりますし、今回も町民体育祭の一応中止というふうな形の中でスポーツフェスタというものをどんどんつくっていこうと。それからやっぱり一番私は人の交流というのは自治会の中での、これが皆さんのがいろんな形の中で参加をしていく、これが一番の皆さんの交流、そして地域の輪をつくっていくと。そして、また地域同士ですね、そういう形で隣の自治体との交流、いろんな形で輪を広げていくという形になれば心が一つになっていい町になっていくんではなかろうかなと。これが私は活性化というたらいろんな方向性、こういうふうにとれるんですね、所得の向上もこれは活性化。ねつ。だから心の向上も活性化という形になろうと思うので。そういう形の中で心身ともに健康で文化的な生活が営める築上町を目指していくということで総合計画もつくっておりますので、その総合計画に一応添った形で築上町を活性化していくというのがこれが私たちの仕事ではなかろうかなと考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） それで、シャンシャン祭りの件はなぜあえてそういうふうに質問していったかというと、きのう塩田議員の質問の中で、シャンシャン祭り自体は実行委員会が話し合いをして実行委員会がやめたんだと、だからシャンシャン祭りを中止したという話をきのうされた。で、実行委員会がそういうふうに決めたら産業振興を進めていくという一つの目的の祭りをなくしていいのかという問題になる。で、実際のところその話はどうだったのかという問題なんです。実行委員会がただ単にやめるというような答えを出したというふうにきのうは町長はね、町長の回答の仕方からいくとそういうふうに感じたんです。ところが実際、実行委員会の中ではというか、その実行委員会の主な役、会長、副会長ぐらいの人たちだけやないかと思いますけどね、その農協の代表、商工会の代表、自治会の代表、観光協会の代表、その方たちが集まつた中で話し合いをしたのはどのような内容かというと、ことしへ中止にしようと。ことしへ中

止にしよう、でも来年は、来年はです、新たな形でスタートしようじゃないかという、ことしへ準備が間に合わなかつたから。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暉奎君）　はい。傍聴者の方、傍聴者の方、傍聴者の方、聞こえませんか。傍聴者の方、ちょっと聞こえませんか。傍聴者の方、帽子を脱いでください。私語をやめてください。
(傍聴席で発言する者あり) 出てください。 (傍聴席で発言する者あり) はい。 (傍聴席で発言する者あり) 私語は謹んで退場してください。 (傍聴席で発言する者あり) はい。 (傍聴席で発言する者あり) そこに書いてるでしょう。 (傍聴席で発言する者あり) 退場してください。 (傍聴席で発言する者あり)

再開します。

お騒がせしました。それでは、続けてください。

○議員（14番 武道 修司君） ちょっと中断が入りましたのでどこまでちょっと話したかあれなんですが、実行委員会がなぜ中止になったかという話なんですが、その中で話し合いの中で本年度は進めていくにしても間に合わないからやめようと。で、来年度は新たな形でスタートしようという申し合わせをして役場の方に出したと。なぜこれを来年度はという形にもっていったのかというと、旧築城の、きのうですね、町長は、旧築城の人たちが参加が少ない、だからやめたんだというような話しましたけどそうじゃないんです。なじみがないってことなんです。もともと椎田がスタートした、旧椎田町がスタートした祭りを築城の住民の人たちも一緒になってやるにしたらなかなかなじみがないんで参加しにくいと。築上町の祭りとしてなかなか一緒になってやるというところがなかなかうまくいかないんじやないかという中で、新たな形で築上町として祭りをつくるべきじゃないかっていうことでその方向に変わったと言われた。だから今年度は中止だけど来年度はまた続けていきたいという意向の中でその意見を出している。きのうの話ではそうじゃないじゃないですか。もう中止にしますと、これから先中止しますというような感じの言い方っていうか、やる気がないような感じの言い方で町長はきのう答弁されたんで、ちょっとそれはそうじゃないんです。住民の人たち実行委員会の人たちはやる気はあるんです。どうにかしないといけないという状況になってるんで、その点については十分、これたぶん産業課長は当然わかってると思うんです。十分そういうふうなことを理解の上でやっていかないと、せつかくやろうやろう、町の活性化をやっていこう、産業振興をやっていこうという人たちが、そういう人たちの芽を摘むような発言は私はいかがなものなのかなというふうに思ってます。その点について町長はどういうふうに考えてるかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） きのうの答弁ではちょっと誤解もあるかもわかりませんけど、あなたの
言うとおりシャンシャン祭りはやめて両町が町民が一体的となれる祭りをつくり上げていこうと

ということはきのう私は申したと思いますよね、そのとおりだと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） ということは本年度は準備段階、いろんな問題等もありまして準備ができなかった。で、最終的には来年に持ち越しをするというか、新たな形でスタートをするという方向に、町長の発言にしても考えてることであれば、早い段階で実行委員会を立ち上げ、新たな形の祭りをつくらないと、私、6月のときにも質問したと思うんです。祭りをつくるといつても1カ月や2カ月ではできないんです。最低半年以上の月日がかかる。例えば10月にやろうと思えば4月には立ち上げないといけない。で、4月にすぐに立ち上がるかというと、なかなか4月というのはなかなかいろんな総会とか何かがあってなかなか立ち上がらない。ということになると結果的に間に合わない。今回みたいなことになる。ただいつ立ち上げるのかというと、やはり1年近く前から綿密に計画をしながらやはりやっていく、そうやっていいイベントをつくる。特に1回目の新たな形でスタートしようというイベントであればそのようなことが大切じゃないかなというふうに思うんです。特にシャンシャン祭りの流れを組む新たな祭りがあれば産業振興を目的とした祭りになるわけです。で、町長は、その祭りのときに物が売れないから、そのときに商品が余り売れてないからお金にはなってないというふうな感じのことを言われてましたけど、祭りの目的というのは何なのか、そのときに売り上げを上げるのが目的じゃないんです。この町の特産物、この町のいい物をその祭りで紹介をしながら、この町の商品としてずっとそれを維持していく、そのために祭りをやるんじゃないですか、そのときに売り上げを上げるために祭りをやるんじゃないんです。それだから産業振興を目的とした祭りになってるんじゃないですかね。じやけ、それを考えると早い段階で実行委員会をつくって、早い段階からそういうふうなことを進めていかないといけないというふうに思うんですが、その点について町長の意見をお願いいたします。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、築上町の大々的なイベントというものは私はやっていいと思っておるし、そのとこは関係課で協議しながら早急にその問題については私はやるべきだろうと思っておるし、シャンシャン祭りは一応もう終わりだというふうなことできのう答弁しましたし。変わった新たな旧築城町と椎田町民が一体となった形ができるいろんな大きいイベントを私は構築してもいいんでは。そのためには日米再編の金も使えるんではなかろうかと。一応要綱が出てきておりますけど、そういう要綱にはソフト的な事業にも使えますよということで、これも年度が限られますけど、そういう一つの形では活用しながらやっていいんではなかろうかなと考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 6月のときに一般質問で、祭りとかそういうような中での質問の中で教育長もやっぱ祭りは大切だと。活性化の中にはやはり祭りというのは当然必要になってくるだろうという、祭りのつくものですね。そういうことを考えるとやはり産業振興にしても町の活性化にしても住民の人たちが活力のあるというか、楽しみにできるような、また、町外の人たちがこの町に行ってみたい、築上町に行ってみたい、年に1回はこのときは築上町に行くよねというようなそのような形での祭りなり産業振興なり活性化なりを進めていかなければならんじやないかなというふうに考えてますので、早い段階で特に担当課の方で特に産業振興なると産業課の管轄ではないかと思いますが企画も含めて早い段階でそのような形の方向性を出していただきたいなというふうに思います。

次に、町の防犯についてを質問したいというふうに思います。で、これは、きのう首藤議員の方からもお話があったわけなんですが、首藤議員の方の質問は青少年の育成という、健全化ですか、健全育成ということでの質問の観点から教育委員会にということで出たわけなんですが、私の方は町の防犯ということに対してお聞きしたいというふうに思います。

で、インターネットで町のホームページを開くと、多分一番上だったですかね、悪質な業者のどうこうというふうなものが載ってたと思うんです。で、いろんな問題等もあるだろうと思うし、無線放送でもそういうふうな放送もされてました。で、実際、町としていろんな防犯の問題は抱えてるだろうと思うんですが、取り組みとしてどのような防犯体制をとっているのか。それと、きのう出てたように防犯協会をつくるということは昨年、多分昨年だと思いますが信田議員から質問があって防犯協会は早急につくるというふうな答弁を多分されたように私は記憶しております。で、それから1年、約1年ほどたって、また年末の歳末の何て言うんですかね、防犯時期というか、そういうような時期を迎える中で、まだ防犯協会自体がまだ立ち上がってない。その話も出ていないような状況がある。昨年そういうふうに約束してて現在なおそのような状況にあるというのはどうなのかなというふうに思いますが、町の防犯に対しての考え方と防犯協会に対してどのような形で進めていくのかを回答をお願いいたします。

○議長（成吉 暁奎君） 総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） まず、防犯の町の考え方ございますけども、防犯といいましても本当に今おっしゃいますように非常に広範囲にわたっております。それでまたやり口っていうのがいろいろ悪質化、また、凶暴化してきているところであります。本来の防犯の基本的なところになりますと、自分自身で守ることということが、そういう姿勢を持つということが一番大事なことではなかろうかと思います。しかしながら、1人で対応するっていうことには、いろいろ対応策とかそういうことがあるので1人ではできない部分がかなりあると思います。それについては地域の防犯力をもって対処できるようなコミュニティづくり、いわば築上町としては自治公

民館活動の中でこういう防犯体制をつくっていきたい。で、そこに町からの指導なりお願ひなり、で、また、専門的なことにつきましてはかなり難しいところがありますので、またそういうところには警察にもお願ひして全町的な団体も含めたところで地域活動の中から防犯体制をつくっていきたいという考えであります。

そういう中で昨年、防犯協会立ち上げますということでお約束をしているところでございますけども、おわびを申し上げます。今のところまだできてないということでございます。特に理由ということもいろいろ考えますけども、総務課の方で組織化の理論というか理念というか、そのところがちょっとまだかたまってないということでなかなか外に出せないという部分があります。防犯活動、組織化について実際やってるところだけ集めて後から啓発でほかの団体にも入ってきていただくな、それか全体、最初から集めて町の方で指導的立場に入って集めるかという問題、それから事務局の問題がありまして、ちょっとまだ動けないということで。昨年ちょっと自治会の会長とは話したんですけど、もう今ちょっと変わって自治会会长も変わってますので、それからちょっと進んでないというのが現状であります。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） きのうも首藤議員の方から総務課長は忙しいからというふうなことがありました、話し合いというか、そのような段取りをするのに1年間もかかる、1年間もかけて進んでいない、これはもう総務課長だけの責任じゃなくて、これはもう町長、副町長にも責任は当然あるだろうと思う。この本会議場で約束したことなんですね。特に昨年、事件、事故が、そういうような大きな事故がなかったから、事件がなかったからいいんでしょうけど、もしそういうものがあったときに町の対応としてどうだったのかということが真っ先にクローズアップされるんじゃないかなというふうに思うんです。

で、きのうの質問の中でもあったように今までの体制の中で防犯協会を主体とした中での活動というふうな流れの中で、旧椎田町からいけば、動きがとれない、動きにくい。今まで中心的にやってた人たちが動かない、動けないという状況に來てる。どう考えてもかなりの後手に回ってる。防犯に対しては後手に回ってるんじゃないかなというふうに思うんです。当然、防犯という観点からいえば街灯をつけたり標識をつけたり住民の人たちの意識を向上させたり、特に総務課長が先ほど言われたように本人の問題が一番重要なんだと。その意識づけをするためにも町がそういうような指導をする、町がそういうふうな啓発活動をやる。と、同時に意識の向上をさせるためには防犯協会っていうものが必要不可欠ではないかというふうに思ってる。1年かけてこれができないというのはすごく不満というか不信に思うんです。で、本年度、12月の歳末に向けてそのような体制が今年度できるものなのかできないものなのか、その点について町長にお聞

きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 嘉義君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 旧椎田町の防犯協会、これは当初、そもそもこの協会ができて以来は椎田中学校の荒れ、非常に荒れておりました。少年の非行化を何とか一応防ごうというふうなことでできたのが椎田町の防犯協会でございます。他の防犯というのは余りまだそこまで協会はやってない。協会ということ自体は本当は民主団体です。町が法律によってつくるような協会ではございません。それぞれ地域の皆さんに何とかそういう子供たちの非行化を防ごう、それから地域での犯罪を防ごうということで立ち上がってできるのが本来なら協会はそういう民主団体でございます。それで町の方が補助金を今までこの協会に対して出して、まあ、事務局の方も協会の方でまだできないというふうなことで、町の総務課の方で事務局はしておったと。これが現実でございます。本来なら民主団体で事務局も防犯協会で持っていたらこれが本当だろうと私は思っておりますし、そういう一つのお膳立て、そういう形の中でできれば一番いい防犯協会になるんではなかろうかと。

そういう形の中で基本的には何といつてもやっぱり自治会、それからいろんな青少年の問題の組織、彼らが協会を組織していただくのが一番だろうということで。まずはやっぱり自治会長の方に呼びかけをいたしておるとこでございますけども、まだまだその情勢に至っていないという先ほど総務課長の言ったような状況でございまして、何分ですね、一応今年度末を目途にそれは当然やるべきだろうというふうに呼びかけをして、自主的な運営をやっていただくというふうな形の防犯協会をつくっていただこうと、このように考えておるところです。これは法によってつくるものではないということだけは御認識を願いたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 嘉義君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 今の話を聞くと、昨年、信田議員から質問があったときは前向きに早急につくってやらないと町の住民の生命・財産を守ることはできないという観点から昨年そういうふうないろんな前向きな方向での回答したと思ってるんです。私はそれは評価してるんです。ところが今の話を聞くと町がつくるもんじゃないと、住民がつくるもんだと。自治会長にお願いしてるけど自治会長の意識が低いからできていない、それはおかしいでしょ、町長。責任転嫁をする問題じゃないんですよ、町の生命と財産を守るのは町の役割じゃないんですか。防犯協会をどこがくるとかいう話じゃないんです。今まであった、町が合併したという、合併をするという、町の事情で解散をしたんじゃないですか。それなら町の事情で解散させたものであれば町の事情でつくればいいじゃないですか。だから昨年、信田議員からの質問の中で早急につくる必要性がある、早急につくらなきゃいけないということを言ったんじゃないですか。1年間か

けて全然動いていない。そんな話もしましたけどみたいなことは今総務課長が言ってましたけどね。それは基本的にやっぱおかしい話じゃないんですか。やはり町長の意識としてやはりそういうふうな声かけ、町がつくるとかつからないとかちゅ話じゃなくて、自治会長なりいろんな団体の人たちに声かけをして一緒になってやりましょうという体制をつくるのが町の役割じゃないかなと。もともとあったものが町の合併という事情で崩れたんですよ、なくなったりですよ。それなら早い段階でまたそれを復活させてやらないといけないんじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。その点についてどういうふうに考えてますか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自治会長さんが今ちょっと誤解したような話がありましたけど、一応、自治会長会の中では議論はしていただいておるということでございますけれども、まだまだ機が熟していないというのが現状だということで、自治会長が拒否したというわけじゃないんです。あなた今そういう言い方ちょっとしたんですけど、それはちょっと誤解でございますので解いていただく。

とにかくそういう形の中で、防犯という形の中では、町はいわゆる街灯の設置、これについては積極的に推進はしております。（発言する者あり）こういう形の中で一般質問、この前、今、副町長の方が来ておりますが、椎田町にはあるが近隣の市町村にはこの防犯協会というのはまだまだないというふうなことで、まあ、私の回答は防犯協会は任意的な団体ですが基本的にはあってほしいと思っております。今言ったことと同じですよね。前の回答。民活を利用しながらこの協会を復活していただきたいと考えております。これがこの前の議会報です、私の言うしたこと一緒でしょ。そういう観点で、できれば早くつくってもらいたいということで呼びかけはしております。これは法律でつくらなければならないという形になれば町の方が任命してやりますよ。あなたそこんとここんがらがっておる。おわかりですかね。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 法律、法律ってね、法律で指定するからやる、法律がないならやらないという考え方なんですか。法律があるとかないやないじゃないですか。町の住民の生命と財産を守るためにやりましょうという話じゃないんですか。法律がないからやりませんという話じゃないんですよ。前向きにやりましょうということを言ってるんじゃないですかそのときに。呼びかけやりましょう、呼びかけ何回やったんですか。ずっと呼びかけやってるんですか、昨年から。1年間かけて呼びかけやったんですか、今まで。町長、何回やったんですか呼びかけを。呼びかけやるって言ったんでしよう。早急にそういうようなものをつくってほしい、そういうふうにやっていきたいちゅ話をしたんじゃないですか。でも実際のところそういうような話をやってないちゅうのが現状じゃないですか。ごまかそう、ごまかそうというふうな話の中でね、ど

んどん深みにはまりますよ、やってないのが現状なんだから。すぐにつくってほしい、つくりないといけないという話をしただけで、あとほったらかしちゃいけないですか。法律があるとかないとかやないですよ。住民の生命と財産を守る仕事というか役割が町長あなたにもあるんでしょうもん、副町長にもあるでしょうもん。つくれなくていいんですか、つくれない方向になるんですか、積極的につくろうという意識はないんですか。副町長、何かさっきその紙持って言つてましたので副町長の方に聞きたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。つくれないでいいっていう議論じゃないと思います。これはもう前向きにやっていくという議論でございます。それを総務課の方で進めておりますけども、それについては各団体等呼びかけ、相手もおることですし、今、総務課の方で停滞をしてるということで、これについては私の方からも前向きにやるということで指示はしたいと思います。
以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） とにかく、やっぱ前向きにやっていこうと、町の住民の生命・財産を守ろうという意気込みを私は町長に出していただきたかった。だからあえてこの質問したんです。何かちょっときょうがっくりですよ。意識として、昨年できてなかった、でも間に合わなかつたから今年度はどうにかしたいという思いを熱く語ってもらえるんじやないかという思いで質問したんですが、全然そういうふうな考え方じゃなくて、ただ単に言われたらそうじゃない、そうじゃない、逃げ腰になってですね、責任をとれちゅう話じゃないんですよ。法律で決められてるものであれば責任をとれちゅう話になるでしょう。でも法律で決められたものじゃないから責任とれちゅう話じゃないんですよ。でも生命と財産を守るために一生懸命やりましょうという話で、前向きにやってくださいよという話なんです。法律的に違反してるんであれば最初からこんな質問しませんよ。法律に違反してるじゃないかということからいきますよ。実際のどこやってないじゃないですか。実際のどこやってないから指摘してるんです。だから前向きにやってくださいということなんです。

で、こうやって呼びかけしてるというふうな話しますけど、実際に防犯協会つくりましょうという呼びかけは1回か2回声かけたかもしれないけど、実際のところはそういうふうな話をしてないんです。自治会長会の中でもそういうふうな議題はそんなにいつもいつも上がってるわけじゃないんです。で、近日中にまた自治会長会もあるでしょうから再度町長の方から防犯協会の立ち上げ、また、いろんなP T Aなり、過去のというか旧の築城町・椎田町のその関係の人たちの意見を聞きながら、やはり町長が皆さんに集まってもらってどうでしょうかというところからスタートしないとなかなか立ち上がるもんじゃないですよ。ただ単に待ってる待ってるみたい

な形じやいつまでたってもできないと思うんです。そういうふうに呼びかけをして集めて、さあ皆さんどうでしようかということをやはり早急やるべきじゃないかというふうに思いますが、その点に対して町長どういうふうに考えてますか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 僕は否定してるわけじゃないです。防犯協会はつくるべきということを言ってるから。あなた何かちょっと否定してるような僕が言い方してるけどそうじゃないんですね。つくるべきだということで前の年のちょっと今議事録ちょっと見てみたらちゃんと書いてありますよ。ちゃんと私があなたに答弁したことと信田議員に答弁したこと同じですよね。だからそれがやっぱりなかなか会員というか協会の組織する人たちのまだまだ理解を得るために時間がかかるっておるのが現実だと。さっきも私言いましたし、3月末までには、今年度中には何とか立ち上げるような努力はしたということでききも言ったはずですよね。それが何かあなた、僕がつくらない、つくらないと言ってるというそういう言い方をやっておるんで、そうじゃございませんので、それで御理解願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） どうも何か水かけ論みたいな話になってね、今せっかく副町長が前向きにやっていきたいという、前向きにやっていきたいという話の中で、その上で再度町長に私チャンスやないけど、いい方向でということをやっているのにどうも何かやらないと言ってるんじゃないと、その意気込みが見えないんですよ。早急にやりましょうと、みんなに声かけましょうと何でその一言が言えないのかなというふうに。どうも何か、だからやる気がないように見えるんです。やる気のあるところを見せてくださいということを言ってるんです。

で、自分の責任じゃない、自分の責任じゃないということが先になって、どうも自分の責任逃れを先に話をした後にするから、どうもそこら辺で意気込みを感じられないんです。だからやっぱり町長として住民の、何回も言いますけど住民の生命と財産を守るために先頭になってやっていただきたい。早急に来年の3月までとかいう話じゃなくて、早急にことしじゅうというか12月の防犯時期というか歳末の時期までに防犯協会立ち上げるように町長の方に努力していただきたい。また、副町長、総務課長の方にもそういう方向で動いていただきたいというように思いますので、その方向で進めていっていただければなというふうに思います。何回も言っても切りがないので次の質問に入ります。

町の観光地の関係でちょっと質問させてもらいます。で、本題に入る前、収入役がなかなか質問がないので回答する場がないんで、参考までに収入役の意見をちょっとお聞きしたいと思います。この町の観光地と言える場所はどこなのかという、収入役の個人的な意見で構いません。ここがうちの町の観光地だと、うちの町のここが紹介できる場所なんだというのを何カ所でも構い

ませんので収入役の意見をお願いします。本題に入る前です。

○議長（成吉 嘉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう質問は収入役にするのはちょっと収入役の権限外で私は質問を収入役にさせることはできません。

○議員（14番 武道 修司君） 意見を聞きたいということなんだけれど。だめ。（発言する者あり） はい。

○議長（成吉 嘉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） せっかくこの場におられるんで町三役という中でやっぱ収入役の気持ちというのを私は聞きたかったし。町の収入役お金を預かる一番大事な役割ですからね、その人が観光地の位置ぐらいを言えない、言わせないということ自体が私はどうなのかなと。私は言ってもいいんじゃないかと思いますけど、難しい質問してて答えられる答えられないとかいうレベルじゃないんですから。関係ない人間であればそれは何ちゅうか答える必要ないでしょうけど、町の財政を預かる人ですから、これ財政問題にかかってくるんですよ、大きく。だから私はあえて収入役にも聞いてる。全然関係ないからちゅってるんじゃないですよ。ちょっと冗談のように質問が全然ないからというような言い方しましたけど、関係あるんです。だから今あえて聞いてるんです。答えていただきたいと思います。

○議長（成吉 嘉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） その質問ちょっとおかしいと思いますよね。収入役にと。産業課長とかそういうのに聞くんならいいんですけど、これはもう管轄外でございますので、ちょっとこれは私は差し控えさせてもらいたいと思います。（発言する者あり）

○議長（成吉 嘉奎君） 武道議員、通告の中にですね、質問の相手の中に入っておりませんので、一つこれは中止して願います。

○議員（14番 武道 修司君） はい。通告の中に本当は入れておきたかったんですが私が入れるのを忘れてしまってですね。で、通告をしてますので副町長の方にお聞きしたいというように思います。築上町の観光地は、簡単な問題なので、築上町の観光地は副町長の個人的な意見で構いません、どこが観光地だと思いますか。

○議長（成吉 嘉奎君） 副町長。

○副町長（八野 純海君） 築上町は何といいますか山、英彦山国定公園ちゅうか、寒田、周防灘、海岸、そしていろんなビラパラキャンプ場等々、海から里、山と、全般にわたって観光的な施設があろうかと思います。特に山で言えば寒田のキャンプ場周辺一帯、国定公園に入っております。それで海にいけば周防灘海岸が、やはり黒松林、黒松林100選ですか、それも国定公園の一部に入っているということでございます。

以上です。

○議長（成吉 嘉義君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 今、話があったように私も、まあ山でいければ私は本庄の大楠とか、旧築城のですね。城井の方の本庄の大楠とか。築上町で言えば大ソテツというものがあったり、私は一番代表的なこの地域の観光というと1年間で一番来客の多い浜宮、アグリパークという所が町を代表する観光地というか町を代表する地区、場所ではないかというふうに考えているわけでございます。

で、なぜこれをお聞きするかというと、その場所がどのようにになっているのかという問題なんです。実際、今、浜宮の方に行くと道に草がかなり生えて道路を、道路というか車道はふさいでません。ただその車道の横に歩道があるんですけどね、歩道がほとんどふさがれてるんです。そのような状態になっています。そこに町外の人たちが築上町の一番有名な所だからと、ちょっと浜宮に行ってみようかと海岸線、海岸に行ってみようかと来たときにすごく汚い、見かけが悪いんです。春になると桜のシーズンになります。桜の土手が、桜が咲いたときやはり皆さん来るんです。そのときにそこがどのような状態なのかというと草がたくさん生えてごみがたくさんあってということになったらすごく恥ずかしいわけですよ、町の顔としてです。本庄の大楠に行って本庄の大楠が汚かったらどうかと。でも現実的に本庄の大楠というのはきれいなんです、行ったら。駐車場も整備されてる、トイレもある、大楠の周りも常にきれいにされている、いろんなイベントもされている。その中で現時点の浜宮海岸の所がすごく汚い状況になっている。町の管轄か県の管轄かわかりませんけど、その点について町長は築上町の顔というか玄関口というか、そういうふうな所としてそのような状況にあるということに対してどのように考えてるかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 嘉義君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応観光地すべてをそういう草刈りという形は四六時中、年がら年じゅうやるのはちょっと今やってないようでございますし。例えば浜宮を今例にとられましたけど浜宮線の道路、これについてはこの前草取りだけは年1回か2回しかやってないという状況でございますし、それから、向こうに海岸に回る道路の方ですか、こっちは多分手つかずじゃないかなと思います。そして、海開きのときに若干事前にやっていただいている所もあるようでございますが全路線やってはないと。これがすべての路線全部やれば相当な金がかかるというふうなことでございます。

そういう形の中で例えば大楠の話が出ましたけれども、地域のボランティアさん、自治会の中でそういう清掃活動もしていただいているという話は聞いております。そういう形の中ですべて町が責任持つという形でやれば莫大な金がかかるということで、今非常に住民からの要望も多く

ございます。いわゆる町道なら町が責任持って草切れと、県道は県が責任持って草を切れということでございますけれども、これはどうしても財政的にすべてが管理できる問題でもないというのは、これは武道議員も理解してほしいと思います。そういう形の中で極力そういう雑草除去ということはやはりやるべきであろうけれども一応年間少ない予算の中でやっていかなければいけないというふうなことで、できればボランティア活動等々利用しながらお願ひしてやっていく形しかできないのかなと。現状ではそういう考えしかございませんし、できれば期間を定めて、この道路は今度草取りをやるから皆さん集まっていたけないでしょうかというボランティア活動を促進するしかないんじゃないかなと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 観光地というか、観光地の中でも幅が広いと思うんですけど、特にアグリパーク、浜宮という所はやっぱ一番多い場所だろうと思ってるんです。特に浜宮が一番多いんじゃないかなと思うんですけど、そこがやっぱ汚いというのがどうなのかなと。ほかの所すべてと言ってるんじゃないんです。

で、ここが現実的に町の管轄なのか県の管轄のかつていうのは微妙なところがあるんです。海岸線というのは県の管轄でもあると。で、特に堤防でいくと、これやっぱり県がやらないといけない。だから町は積極的に、町ができなければ財政的にできなければ県の方に積極的に働きかけをして県の方に整備をちゃんとしてもらうと。で、環境美化の条例がうちにはあったと思う、当町にはですね。その観点からいっても町にも責任があるんです。条例を定めている以上、住民に環境美化を進めるということであれば町が自ら環境美化に対して積極的に行動していかないといけないということになれば、県の管轄であれば県の方に強い指導というか、指導できるようになってるんですから町長が、その条例からいくと勧告できるようになってるんですから。県の方に強い意見としてちゃんとやってくれということをやっぱり言わないといけないと思うんです。どうも見て見らないふりをしてる部分もちょっとあるんじゃないかというふうに思うんですがね。県の方にそのように強く言う気持ちがあるのかないのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応雑草とか、いわゆるごみが捨てられてあったという形になれば、ごみを捨ててあるのはこれはもう町で迅速な対応、県の土地であろうと民有地であろうとですね。例えば広域林道沿いあたりはごみの廃棄、ごみ捨てが多いんですね。しかしそれをそのまましとくと、なおそこがごみだまりになってくるという状況で、ごみの捨てたところがあると通報があれば環境課の方が行ってすぐ片づけるよということをさせておりますけど雑草除去まではですね。本来雑草除去、本来農地を持ってる人々は自分の農地の横はそれぞれ皆さん自主的な形で雑草を刈っていただいておりますよね、多分。そういう形の中であと本当にだれも農地がない所の雑草

をどうするかという問題も出て、そのとこは本来なら村づくりの中でやっていただくとか、そういう方向性が大事だらうと。そして、県にも私ども言っております、実際。雑草じゃなくて木の枝が伸んでおる所とか、こういう所はぜひもう地域でできないから県の方で何とか枝を切って通行できるようにやってほしいということで、ちょうど昨年もあそこ、どこだったですかね、どつか寒田線の沿線で木が大きくなつて邪魔しちよるから切つてほしいとかそういう申し出等々もございましたが早急にそういう住民からの要望と。しかし、県の方も非常に予算がないということガソリン、草きりについてはガソリンを支給するから地元でやってほしいとか、そういう対応は県でやっておるしですね。今、浜宮の分は道路はこれは町道でございまして町が本来責任あります。そして堤防は県というふうなことで、一回環境美化がございましたが海開きですかね、あのときには相当ごみの除去と草取りは海岸堤防の上もやっておるようでございますけど、あとはまだ放置してるので、今後目に余る形で環境が荒れておるという形なれば県の方にもぜひやってほしいということで要望してまいりたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 強い要望を県の方にもしていただきたい。

で、先ほどの回答の中でボランティア団体というかボランティア組織というか、ボランティアを活用しながら町の環境美化にということを言われてました。で、やはり町がそういうふうな団体なり自治会なりにやっぱ声かけをしていきながら、こうやっていただきたいとか、こういうふうにお願いをしたいという声を出さないと、なかなかやっぱそういうような動きができないっていうふうに私は感じるんです。で、これは、さっきの話じゃないんですけど法律で決められるとわけやないんです。でも町長としてやはりそういうふうないろいろな団体に今話したようにそういうふうに協力してもらいたいということであればそういうふうな所に声をかけて協力してください、お願いをしますということをやっぱり言わないといけないと思うんですけどね。そういうふうな方向で声かけをする気持ちがあるのかないのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） さっきも声をかけていくちゅことで申したはずでございます。どうぞそれで理解してください。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 声をかけていくことなんで、実際のところ桜土手にしても西町の自治会、夢会議という団体で草刈りを現実的にはやつてます。で、そういうふうな中でそういうふうな団体なり自治会なり、やはり声をかけながらいろんな団体もその中でありますので声をかけながら町として協力していただきたいという動きをしていただきたい。で、町全体的にそういうふうな活力のある方向が出るように町長に導いていっていただきたいなというふうに

思いますので、よろしくお願ひいたします。

中断が入りましたが、時間が来ましたのでこれで終了したいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さんでした。

.....

○議長（成吉 暉奎君） それでは、8番目に19番、信田博見議員。信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） 通告に基づきまして質問をいたします。武道議員が制限時間ぎりぎりいっぱい使いましたので私はなるべく早く終わりたいと思っております。

通告は、エタノール事業の構想について。そして、町民の所得の向上についてという2点を通告をしております。

エタノール事業に関しましては、きのう、おとといと既にたくさん話が出てきまして、町長の考え方も、またこれから先も大体のことはわかりました。それで、町民の所得の向上についてということですけども、これに関しましても何かエタノールの事業が出てきそうな気がしますので、先に町民の所得の向上を質問したいと思いますので、議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（成吉 暉奎君） わかりました。

○議員（19番 信田 博見君） そういうことで先に町民の所得の向上についてということを質問させていただきます。

町民の所得が非常に格差があると、多い人は多い、少ない人は少ないということで、これは合併したころですから1年とちょっと、1年半ぐらい前ですか、——の新聞なんですが、この中で当時まだ平成4年の課税対象所得総額の納税者数、納税者の平均所得というのが新聞に載っておりました。それは築城町と椎田町でございますけども。その中で椎田町というのが県内40番目でございまして収入が285万円ということです。で、ちなみにそのときの築城町は椎田町よりも10万高くて295万ということで26番目、28番目ぐらいに載っております。ということで椎田町が285万というのは、ちょっと調べてみるとちょうど県内の平均になります。大体平均値になると思います。

それで、しかし、この285万というのは、椎田町は特徴として自衛隊さんがおります。で、築城町もそうだと思うんですけども、どっちかちゅうと自衛隊さんは普通の人より少し収入が多いということで、自衛隊さんのおかげでこの285万という平均収入が出てるのだろうというふうに思います。で、それがなかったならばもっともっとずっと下の方だろうと思います。特に、私が言いたいのは自衛隊とか、自衛隊を含めた公務員を除いた人たち、この築上町に残って一生懸命頑張っている人たちに、もっともっと仕事を与えて収入をふやして少しでも豊かになってもらいたいとそういう気持ちでございます。今の世の中、公共事業がたくさんあって町が潤うというようなことはこれから先まず考えられないということで、土木事業等で働いていた人たちにそれ

にかわるような仕事を提供できる、そういうことはないのかということと、そういういろんなもうもろでございますけども少しでも向上できるように何か施策がないのか、町長の考えはどうな
のかというのを聞きたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町民所得の件でございますけど、信田議員の今資料は平成4年の資料でございますけど、これは納税者1人当たりということでの資料のようござりますけど、私ども県に報告をしておるいわゆる課税状況とかそういう形の中で、県の方が人口1人当たりということでおしておる所得が、築上町では251万9,000円ということで県の平均以上ございます。というのが200万円未満の市町村も相当数ございまして、平均パーセンテージを超えております。105.5%ということで、平均よりは築上町は超えておると。これは先ほども申したように自衛隊の皆さんのが所得という形になればこれはその分が大分ウエートがあるんじやなかろうかなと。大体1,000人ぐらい築上町に私は住んでおるというふうに自衛隊さんで考えます。そういう形の中でそうすれば給与所得の非常に多い築上町でございますので、そういう……

ちなみに苅田町なんかは300万超えてます。それとか福岡近郊の新宮町ですか、ここも非常に元気のいい町で交付税が2億ぐらいしか、2億ちょっと超えたぐらいしかもらってないという状況。我々の町は36億という形になりますけど。そういうことでほとんど交付税をもらわなのが新宮町、交付税を全くもらってないのが苅田町ということで、非常に企業が多いというふうに考え、そういう形になれば、じゃあどうすれば町民所得の向上ができるかという形になれば、やっぱり企業誘致をするしかないだろうと。先ほどエタノールの関係も、これもやっぱり企業を立地するという一つの考え方でございますので、そういう形の中でそうすれば従業員のいわゆる所得を、どんどん雇用していくという形になればこれは当然……

それともう一つは、やはり今低迷をしておりますけれども建設業界、これはやっぱり一番築上町で公共事業によって町民の皆さんのが潤っておったということが、これは大きなウエートだと思います。しかし、近年、国の財政事情、それから町の財政事情というふうなことで公共事業が激減をおしておるということで、これも非常に町民にとって土木関係に従事しておる皆さんの所得を圧迫しておるというふうな状況だろうというふうに。本来なら毎年同じ規模の公共事業が行われていけば安定的な形での所得政策にならうかと思いますけど、しかし、現状では右肩下がりの公共事業になっております。これが本来なら国の方も、まあ大体右肩上がりにならんでも平行線にいくぐらいの、いわゆるちゃんとした形での事業、そしてインフラ整備をできれば一番いい形にならうと思うんですけど、何分財政事情の問題がありますので。このところは町が幾ら頑張つてもできる問題ではございませんし、国の行政——政策に期待をしていかなければいけないというふうに考えてます。

自分たちでやるという形になればやっぱり農林水産業という一つの基本の産業が築上町にございまして、特に農業、これによってやっぱり所得を上げていただくという形になれば、何分しかしこれも1次産業、世の中のことともにだんだん斜陽化してきた、しかし、今後は見直しされつつあるということで、農業の重要性、それから林業の重要性、また漁業の重要性と、1次産業が見直されてきておる現在の状況でございますし、新規就農とかいうことで脱サラをやりながら、まあ、この築上町に帰ってきておる人も多々ございます。そういう形の中で農業振興をどうしてやっていくかという、これは一番大きな私は課題だろうと思っておりますし、それによって所得を上げていくと。

それから、定年退職者の問題、年金をもらひながら就農しながら年金プラス農業所得を確保していくと、こういう政策も大事だろうと思いますので、いかに今から、これは県の農業普及改良所、改良センターですかね、今。それと農協、それから漁協森林組合という、そういう農家の団体等々と一致協力しながら所得アップを求めていくと、このような政策をやっていかなければなかなかやっぱり「言うはやすい、するは難し」でございますけれども、一步でも職員ともども頑張っていくという形にしなければならないと。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） やっぱし今公共事業が非常に減ってるということで、そんな中、農業、林業、漁業というのが見直されてるということでございますけども、特に農業を、定年退職した人が農業を始めようと、で、農地を手放そうとしてる人がたとえおったとしてもその農地を購入することができないというような問題も出てきております。もう農地、畠・田んぼを売りたいという人はたくさんおります、買いたいという人もたくさんおります、でも買えないというのが現状でございます。そのとこをやっぱし町がちょっとどうかして、法律を犯せとは言ってないんですけども何かの形で援助してやれることがあればやってもらいたいなというふうに思います。これに関してはちょっと、いいです。

あと、やっぱ所得を上げてもらう、そのためには産業の振興が大事だということを武道議員の質問の中にも町長は答えております。そのためには産業の振興というのは町民の所得が上がって本当の振興になるんだということでございますので、どうか役場挙げてこの所得を上げる施策に取り組んでいただきたいと、このように思います。

所得については以上で終わります。

次に、エタノールについてということでございます。エタノールについては非常にもう本當今まで、きのう、おとといと、きょうも出ましたけども、たくさん質問ないし答えも出てきました。私はエタノールに推進的な立場というか気持ちで質問をしようとしておりました。というのが山

間地の農業、特に棚田でございますけども、この棚田を維持するために今田舎のお百姓さんが頑張っているわけですけども、もう既に限界に来ていると。私はほかの他人の方はよくわかんないんですけども、小原、真如寺の谷を見てみると棚田をもう放棄した田んぼがたくさんあります。そういったことで、もうだんだんと手放していくだろう。もうここ何年かでもうほとんどの人が棚田をつくらなくなるだろうと思っております。実際私も龍城院の方でつくっておりますけども、たった3反つくるのにちっちゃな田んぼが9枚ございます。それで、それを維持するというのは男1人だったらもうまず無理ですね。それも仕事を持っていたら絶対無理です。そういうことでこの棚田を維持するのはもう限界だということで、この棚田を維持するために1反に15俵できる米をつくられればそっちの方がいいんだということで思っておりましたけども、なかなかそのバイオエタノールというのも非常に難しい面があるようでございます。総括的な意味も含めて町長の意見や今後の取り組みについてをちょっとお話をいただきたい。ダブる面もあるかと思いますけどもよろしくお願ひします。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常に私はエタノールの事業ということで、まずは農業振興ということで、この事業を進めてまいっておったわけでございます。というのが、やっぱり水田というのは2,000年前からどんどん開墾されて現状の水田ができる。じゃあ、この水田何をつくるためにつくったかという形になれば、稻をつくるために、食糧をつくるためにつくったのが水田だというふうに理解しております。

そういう形の中で、昭和20年の終戦後を境に、まあ当時終戦後は非常に食糧難ということで、やれ増産、増産ということで、食糧をどんどん増産させてきて、そして強制教室ということで食管法という法律の中で強制法に出荷をさせてきたということがございます。そして、だんだん昭和30年代になると少し食糧が余り出したというのも、これはやはり化学肥料、農薬の利用が非常に多くなったというふうな状況で、こういう形で米が余り出したと。

ちょうど私が役場に入ったときの給料は1万8,000円でございました。そのときの米1俵が1万円しとったと思います。米2俵で初任給だと。今は米の値段が1万5,000円を割っております。初任給より1俵安いというふうなことで非常に矛盾したような米政策になっておると。そして、米をつくらない所に金を出してきたと、やれ転作だ、減反だということで。こんなむだなことはないでしょうということで先般の農水省のヒヤリングにおいても私は築上町からの発信ですというようなことで。水田には日本は米をつくるべきである。そして、これはダブると思いますけれども、人間が食べて、そして動物が食べて、そしてあと余った物を車の燃料にエタノールつくったらどうですかという大々的なこれを国家の一つの方針としてくださいと、それがだんだん今飼料の高騰とかそういう形の中で米とトウモロコシの配合飼料をつくって飼料を需給して

いかなきやいかんという、やっとこの二、三日前ですか、テレビの中で國も考え出したということも出てきておるようでございます。

こういうことの中で水田を油田化ということでエタノールを、余った米をやると、転作での利用した米。しかし、一部にはまだ米は食糧だと、食糧を燃料にするというのはもってのほかだという意見もこれは一部学者の中にもございます。しかし、それはそれとしてやはり資源の有効利用ということで、そうすれば農業振興につながるんだというふうなことで。

そして、あと、あの問題も大事な問題でございます。水田、今は雨が降れば水口を切っておりますので一挙に流れ出します。これが稻をつくっておればダムのかわりになります。降った雨は水田にずっとたまつておって少しずつ下流の方に流れてくるという形になります。そうすれば下流の方は干ばつにならなくて、そのまた水が反復利用できるという形になって非常に水利用についても有効になってくるんではなかろうかと。そして、また災害も起りにくくなるという、こういう一石三鳥的な形もあるんではなかろうかということでヒヤリングの中でちゃんと築上町からの主張ということでヒヤリングの際申してきたわけでございます。

しかし、何分総括としては、きのうも申しましたように資金、これの調達がまだ定かでなかつたということで、私どもの計画は北海道の2つの会社、それから新潟、採択されたとこと私は遙色ない計画だったというふうにこれは自負できます。それはもう農水省の方に聞いていただいても結構と思います。いい計画だったけどちょっとお金があんたのところはネックだったねということを後で僕は聞かされましたので。今度はちゃんとその資本を整備して再度挑戦すれば何とかなるんではなかろうかなと、そうすれば雇用ができ、一つの産業ができるということで、築上町からこのエタノールを発信できるんではなかろうかということで、基本的には再チャレンジと申しますか、これを私はやっていきたいというふうなことで今考えておるところでございまして。國の方も何とか予算を約50億ほど次の来年度のこの実証プラントに違う方式のということで考えておる、いわゆる製造過程のですね、今までの3つと違う過程のという一つの条件があるようございますけれども、これはいわゆるプラント会社、いわゆる発酵するいわゆるプラントの方式だろうと思いますので、こういうものも農水省と打ち合わせをしながらぜひ採択していただければこの問題、築上町の一つのメインとしてやりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（成吉 暁奎君） 信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） 町長のお気持ちは大体ですけどもわかりました。

このエタノールは、ここは米を原料ということなんですけども、バイオエタノール先進國のブラジルですか、ブラジルはサトウキビが主ですよね。そのサトウキビの場合は砂糖を取った後にエタノールをと、そして、その取った後の発酵するときに出るメタンガスを発電に使う。そして

エタノールをつくるための電気をそこでつくってということで、エタノールをつくるために化石燃料はほとんど使わないというのがブラジルの方のやり方なんですけども。もしこでつくる場合に、エタノールをつくる場合に米をつくるのにトラクターを動かす、そして、エタノールをするのに、発酵させたりいろいろするのに電気を使う、そういったことを考えるとどうなのがなという気持ちもせんでもないんで。先ほど町長が言われたように食糧を燃料にするとはどういうことかという反対の学者の意見もあるということでございますので、非常に問題点というのも非常に多いわけでございますけども、そのとこどう考えておりますか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう燃料関係には触れませんでしたけど、いわゆるバイオ燃料ということでジーゼル、これはやっぱり食油等々を回収して、また、菜種油を今植栽しております。そういう形の中で基本的にはできればそういう植物系の燃料を私は大々的にこのエタノールの関係でも一応そこに併設をしようと。いわゆる油から、食油からいわゆるジーゼルエンジンの燃料をつくるというのも併設しようという考え方で前回の応募をして。それから、あと米を蒸さなければなりません。その燃料も生ごみを集める施設をつくり、ここでメタンを発酵させてやつていこうというような、そしてあとは液肥に、その中、使ったガスは液肥で農地にまた還元しようと、こういう計画をさきに応募した形の中ではある程度考えて、この分もプレゼンテーションの中で話をしていくわけございますけれど不採択になったということで。この問題は特にやっぱり化石燃料を使わない方式というものをやはりこのエタノールの製造の中では求めていくべきであろうと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） さっきも言いましたように食糧との競合というところでアメリカだったかブラジルだったかトウモロコシの値段が一举に倍になったと。そして、また砂糖の値段も2割から3割上がったと。これはエタノールをつくり出したせいだというようなことを言われておりましたけども。ここは食糧にならない米ということでそのとこはそう心配しないでいいかもしませんけども、補助金というのはおそらく国から幾らかお金もらいますよね、補助金をもらってまで食糧を燃料に変えないかんのかというような話も出てくると思います。そういうこともいろいろ考え合わせた上でやっていただきたいなというふうに思います。特にお願いしたいのは山間地の農業でございます。どうか山間地の農業、棚田を守るためにバイオエタノールができないならまたほかのこと、それなりに考えていただきたいと思います。

ずっと私、山間地のことを田んぼのことをずっと言ってきましたけども、山間地の農業で一番大変なのがあぜ、水が漏らないようにするためのあぜでございます。そのあぜさえちゃんと、永久的なあぜができるれば水が漏らなければ耕運機とかトラクターですいたりかいたりするだけ

で水を充てるだけでいいわけですけども、いつもあぜ塗りだとかあぜシートだとか、そういうのをするのが一番重労働なわけでございます。そして、また、あぜが非常に長いということでございます。それから、平地はサイパ事業、県営の圃場整備などいろいろ税金を投入してつくっておると。しかし山間地はそのままだと、非常に不公平だということで。できればその田んぼに行く道あるいはあぜを何か町の方でできないかと思います。これはお願ひというのにおかしいかもしませんけども、今まで何回もこういう質問をしておりますので、そういうところもよろしくお願ひいたします。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応全町的な農業システムという形になれば非常にやっぱり山手の方の米はおいしいんですね。まあ、築上町すべて、城井谷の米はおいしいとかいう一番話になり……しかし、岩丸とか真如寺とか山手も極楽寺、これも非常にやっぱり味がいいという評判があります。そういう形の中でやっぱりこれは農家間の話し合いになりましょうけど、エタノール米をできれば収量がたくさんとれる平地の方でつくって、そして山間地で食糧米をと、このような形が農家間の話し合いでできればいいがなと考えております。そして、所得をこれがどちらをつくつてもかわらない所得になるんだという一つのちゃんとした保証がなければそれは無理だと思うんです。そういう形の中で合理的な農業というか、そういった農業も目指すべきではなかろうかなと。そして、今、道路とか農道の整備とかいうことがございましたけれども、これはどうしてもやっぱり地元負担が伴いますので、地元の皆さんのがぜひとつすると、そして、負担してよろしいという形になれば当然町の方もこの問題は進めてまいらなければなりませんし、とにかくやっぱり農作業の効率化という形になれば稻作をするようになれば当然そういう必要性も出てくると思いますので、そのときに皆さん関係農家の方々と十分話をしながらやっていきたいと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） 国の中山間の農業の課程にというか、直接支払いという制度が今ありますけれども、辛うじて今つながっておりますけれども、そういうことで田んぼは放棄しても、つくるの放棄しても草だけは刈ってるという状況でございます。それもだんだんなくなるということでございますので、そういったときに、なくなった場合にも何か手立てをしてあげないとまたすぐやぶになりますし。

それから、山の方が町長が言われたように非常に米がおいしいと。今、人間が食べておいしいというのもそうでしょうけど、イノシシ、鹿は非常においしいんではりぱり食べるわけでございますから、そういったところも対策をしなければいけないということで。非常に大変ですけども、どうかよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さまでございました。

.....

○議長（成吉 暉奎君） それでは、続けます。

次に9番目、3番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） それでは、改選後初めての議会で一般質問をさせていただきます。

通告に基づいてなんですが、まず1点目の質問です。災害と防災について。

今までいろんな何点か議員さんが質問しております。で、8月にまた台風が襲来しまして、いろんな地域で、大きな被害はなかったという報告ですが、多からず少なからず被害はあったと思っております。そこで今、築上町で危険箇所と言われる場所が何カ所あってどの程度把握しているのかと、場所等の詳しい詳細はいいですので何カ所行政として把握しておられるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

○総務課長（中村 信雄君） 防災計画上で指定している所しか把握しておりませんけども、土石流危険箇所及び急傾斜地の危険箇所につきましては78カ所の指定をしております。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 今、土石の関係、傾斜の関係ということですが、過去にこれは旧町の時代に一般質問させていただいた経緯があります。旧椎田町で自主避難じゃなくて避難勧告を出したという事例があります。で、その後、見ている限り何ら改善はされてないようでございます。で、国、県いろいろな問題、町長がいつも言います予算の問題等々で早急にできる問題ではないと思いますが、そういう地域に対して、またそういう地域に対して、また、防災という面に関してどれだけ今防災という観念で進んでいるのか、話がです。そのあたりをお尋ねします。

○議長（成吉 暉奎君） 中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 防災ということにつきましては自治会だよりといいますか、一応防災態勢に入ります折には町の全体、それから消防団、それから水難救助隊、それから建築業組合の方々に入っていただきまして、消防団については自治会の状況を把握しているということで防災活動に実施に出ていただきます。で、大きなことになりますと機械等必要になりますと建設業者の方に依頼するということでやっております。そういう中で情報の収集につきましては見回りを行ったり、自治会からあるいは町民からの情報で対応しているような状況でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） ちょっと質問していることが違うんですが、自主避難じゃなくて避難勧告出した地域が椎田に何カ所かありますよね、それに対してどういう対策を今までしてき

たのか、どういう、県との協議とかいろいろあると思うんですがそれをどのように今まで進めてきたのか。で、8月の台風のときも副町長、課長も、中村課長も来たと思うんですけど、湊の状況見たら、ああいうカヤ等で悲惨な状況というのは町長もわかってると思います。ですから以前に避難勧告出した地域ですからそれに対してのどういう行政としての対応をしてきたのかという質問でございます。

○議長（成吉 瞳奎君） 町長。

○町長（新川 久三君） 一応危険地域といいますかね、これについては避難勧告出したのは2カ所ございます。というのが湊の漁協の付近と、それから尾園川の椎田保育園の付近、非常に堤防が低くございます。堤防改修をして高潮を防がなければいけないということで、ちょうど漁協の付近は全部漁港海岸なんかは県の管理じゃなくて町の管理になるんですね。非常に町の事業で行わなきやいかんということで非常に、水産庁との打ち合わせも必要になってきて、県の漁港課とも打ち合わせをやってきておりますけど、なかなか非常にやっぱり工法的とかいろんな形のまだ研究する余地があるということで、何とか堤防のかさ上げは私はしたいと思っておりますし、それから尾園川の堤防も少し低いかなということで上げなければと。

しかし、尾園川の場合は排水口が下の方にあるんですね。この口を自動にできればいいんだけれども、各家庭からの排水です、それが下の方にあって、そっから上がってくるちゅう状態もあるようでございますし、そのとこ非常にまだ研究、ちょうど大潮と重なったときにこういう状況になるということで、床下浸水までは若干あったかなというぐらいのところでございましたから、一応早急にしなければという形も何分やっぱり予算とかそういう問題もございますし、これはもう災害復旧じゃございません、災害予防事業という形になるので。

それからあと県の方の分は治山事業、それから土木事務所の方の事業と。農林事務所の方は治山事業の方でございますが土木は砂防事業ということでそれぞれ危ない箇所の申請は逐次行って、だんだんこの事業は多く行っていただいておると、こういう状況。

それから急傾斜地、これは町の分でございますけど、まだまだ急傾が大分あるようでございますけれど、前に西角田地区の福間自治会がございますが、ここの裏山が全部ずっと、これは急傾斜地に指定されて町営の事業として行ったことがありますし、そのとこでまたいろんな自治会との打ち合わせも必要になってこようということで、そういう危険地帯があれば自治会との打ち合わせを極力やって実現にこぎつけたいと、このように考えてます。

○議長（成吉 瞳奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） なかなか予算面ということで厳しいというのはいろんな議員さんの質問の中でいろんな事業する中で厳しいというのはわかっておりまます。それではじやあ予算がないからいいのかという問題にはならないと思います。それなりの対策を練るのが町長以下職員、

また担当課の役割ではないかなと思うんですが。

危険箇所と言われてる地域に関して町長がいろんなやらなければいけないという意識はあるようすで、それは予算との相談、また、県と国とがいう話になるんでしょうけど、早急にできるものをやってほしいということです。

例えば、地域の人たちの意識をもう少し高めるような行政指導をするとか、8月の台風に関しては、ちょっと、職員の対応と業者の対応が私は遅かったんじゃないかなと感じております。早めに、来るのはわかってるわけですから、幸い何もなくてよかったです、被害が少なくてよかったですから、ような結果論でもし何かあったときにはどうするのかという問題が出てきまくから、来るのがわかっていてれば避難を行政の方で職員の方で積極的に呼びかけていくとかいうような形をとる。また、危険箇所と言われるのが78カ所もありますから、そうなるといろいろ対応の面で難しいでしょうけど、そのあたりは行政の方でランクづけをするなり、まあランクづけというのはおかしいでしょうけど、呼びかけるなり日ごろのそういう対策というのをきちっと確立していただきたいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 本年度は2回ほど災害ということで職員も出勤させました。そして、近年でいいですか最近の台風にしろ、水害、雨と、降り方といいますか、全然違うんですよ。同じような災害情報を、天気予報等で流れておりますけど現実的にはその降り方とか時間とかもう本当に違っております。そして、ことし2回ほど職員、まず最初に管理職を出して、警報が出たら管理職を全員出して、そして2分の1、全職員という段階的には流れていきます。それで、昨年度から現場の指揮しております、早めに早めにということは気をつけて対応はとっています。その状況、雨の降り方の状況を見ながら、河川の状況を見ながら、そういうことで早め早めについてということで心がけてやっております。

それで、今回、前回の台風について満潮時間、そして雨量等を見て、その前のときに、1時間前のときの状況と、今回私がちょっと1時間ぐらい前に現地は見たんです、そしたらその前の回とちょっと様子が違ってたんですね、高潮というか流れが。ほで、そのときはもう分担長、皆さんのがもう早めに地域の見回り等をしていただいておりました。そういう点を踏まえて再度、早め早めに、今気持ちとして早め早めにやっておりますけども、なお以上に早め早めに情報を収集して地域といいますか消防団の皆さん、水難救助隊の皆さんに情報を提供して早めの対応、対策といいますか、対応を今後やっていきたいと思います。

特に、今回、アシ等がかなり大量に上がっております。それについても早めに何というか土砂袋といいますか、それをかなり早めの対策として積み上げておけば被害ちゅいいますか積み上ることも少ないんじやなかったかなということを反省として持っております。そういうこと

で今後は早めの対策、対応を心がけてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 副町長の方から早めの対策、対応をやって最大限に被害を抑えるという答弁ですので、それ以上はなかなか言えませんが。ちょっともう1点、この間の関東に来た台風で橋が落ちてましたですね。で、今、この間アメリカでも橋が落ちたりというような事例がありますが、町が管理する橋ですか、橋というのはどれぐらいあるかわかりますでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 築上町内の町道に架かる橋については、合計で349カ所、延長にして3,726メートルあります。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 災害で落ちるのか災害がなくても老朽化で落ちるのかっていうのは、これは何とも言えないところがあると思います。で、実際にああいう事例が起きた以上、349もあると思いましたけど、何らかの形で調査もしないと突然落ちたときにどうなるのかという問題もありますので、これもあわせて今後の防災という意味で検討したらどうかと思いますが、町長、今の数を聞いてどう思いましたでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） こういう点は、自治会の方の点検ですぐ要望が上がってまいります、危険な橋とかですね。そういう形になる。そして今ほとんどが大体永久橋にかかりつつあるんで、まあその心配は少ないんではなかろうかなと思います。そして橋といつても1メーター、2メーターの橋が大多数でございまして、浜宮橋みたいな大きな町道の橋というのはそんなにございませんし、城井川だけですよね。大体あとはもう基本的にはそんなに川幅も大きくございませんし、町道の橋という形になればほとんどがちっちゃな小川の橋が大多数でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） わかりました。自治会の、単純に割ると10メートルぐらいの橋の数になるんでしょうけど、そういう災害が来たときにもそういう今まで危険箇所等の把握もしてるようですので、そういう地域に対して想像を絶するような今災害が起こっておりますし、そういう自然災害っていうのがありますので、早め早めの対応で何事もないような形で対応していただきたいし、次の質問の意識向上の件もそうなんですが。

これは総務の方の担当だと思うんですけど、町民の意識向上という面で訓練等という質問ですが。今、いろんな場面で災害時になると消防団というのが出動します。で、いつだったですかちよつと、いつかを境に消防団の出動範囲というのが限られました。で、いろんな消防団の方が言

うんですが、まずサイレンが鳴る、サイレンが鳴るとどこの地域だか確認をする。で、私が所属して第1分団第1部であれば湊、あと椎田、あと西角田地区と。八津田地区とかには出動しなくていいといって上からのお達しでございました。そうなるとまずサイレンが鳴ったら場所の確認をする、ああ八津田地区だからというような、こうよく聞きます。そうすると消防団の士気も非常に下がるんじゃないかなと。で、火事だけじゃありません、いろんな災害に出なきやいけないときにそういう意見を聞きますので、どうしてそういう決めが決まったのか、消防団と話をしたんでしょうけど、そのあたりの経緯を教えていただきたいなと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 消防につきましては、火事の場合だけなんですけども、一応その分団の隣接する所をということで一応取り決めをしております。これにつきましては今まで大火ということは余りなかったと思います。1棟燃えるか類焼を食いとめるぐらいの能力は今のところあるようにあります。そういうことで1カ所の火事場にすべて集まると、まず消防車が動けなくなるということ、それから見物人が多くなるということがございまして、これじゃ余りにもということで、消防団の方から話をいただきまして最小限できるところ、また不足であれば応援を頼むという態勢をとろうということで必要最小限といつていいのかどうかわかりませんけども、少人数で効率よく動こうということでやったということでございます。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 火事に関してということですが、余り事例を上げるとどうかなと思いますが、例えば山火事が起こった場合どこの地域なんですかというようなのも入ってくると思いますし、山火事なんか起こったときにその地域だけで対応できるのかってのが私非常に心配になりますので、聞いたところによると出動手当云々等々というのがあるという話も聞きましたが、そうでないんであれば本当に地域を限定せずに、従来どおり合併の最初のとおり椎田の団員は椎田地区には出動するというような形でも全然問題はないんじゃないかなと今まで出動してそういうきらいがあります。限られる組織の問題、例えば人員を今要請するというような話でしたが、そんなに時間的に余裕が火事であるんでしょうか。やっぱそういう面を考えるといま一度そのあたりっていうのは団と話をしてもう一度見直すべきじゃないかなと私は思いますが、課長、どうでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 私個人的な意見ではちょっと難しいと思います。それは協議をやっていきたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、団長以下幹部会議で決定していくことであり、あと、団長が必

要と認めたときはそれぞれの分団の方に出動指示がいくというふうな手はずになっておりますので、これは組織的な形でどんどん前例が続いていくと。団員の皆さんには用意をしていただくということは当然あるんではなかろうかなと思っておりますので、命令指揮系統に基づいてやっていくということで私は理解しております。

○議長（成吉 瞳奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） じゃあ、命令指示系統によって動いていくということで消防長としての見解ですね。

じゃあ、先ほど住民のちょっとこう意識が低いんではないか、また、職員の意識もどうなのかということを言いましたが、それを高める意味でも何年か前の一般質問でも町長に訓練をと、するということが非常に職員の意識向上またはそれが地域住民、住民に対しての意識の向上にもつながると思いますが、その準備は今の計画はあるでしょうか。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 防災訓練、まあ、消防団の訓練をやっておるんですけど、夏と春。それとあとそれぞれの消防分団の部ですかね、部によってそれぞれ地域の自治会と連携しながらやつていただいておるということが多々あるようでございますし、そういう形の中でとにかく地元の中で例えば訓練を利用して、いわゆるホースを全部それぞれ設置しておりますよね、このホースの使い方とかそういうものはそれぞれの自治会で訓練をやっておるようでございます。あと避難訓練という形になればまたちょっと特別になりますけど。そういうことでいわゆる防災訓練というのはそれぞれ自治会で、まあ、火事の場合でございますけど、未然に地域で消火栓から初期消火をやろうというふうなことでやっておるようでございますし、これはこれでそれぞれの自治会にお任せしていいんじゃないかなと思ってます。

○議長（成吉 瞳奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 自治会でやるのはそれでいいとは思いますが、町として、何年か前に岩丸で、何十年もなるんですかね、岩丸でしたという、前回一般質問したときに話を聞きました。その当時の状況を聞くと非常に恥ずかしかったと、何もないのにどうのこうのと言いますが、私が言いたいのは例えば地震を想定した避難訓練を築上町の役場で職員、町長以下をしたというのが町民に周知されたら、こういう訓練を毎年毎年してるんだね、やっぱ今こういう状況ですね、いろんな災害があるし、台風災害もあればそういう地震もあるでしょう、そういう災害に際してやってるんだねということがアピールにもなり意識の向上にもつながるということの提案ですが、避難訓練等の考えはありませんか。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 検討させていただきます。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 大いに検討をして、防——災害についての意識というのを職員ならず町民にもきちっとして知らしめていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

行財政改革についてということで、今までいろいろな町長の答弁がありました。で、合併して1年と約何カ月ですかね、7カ月、8カ月が経過しております。で、今まで取り組んで、いろんな形で取り組んできたと思いますが、この取り組みと、まずその成果について何かあればお答え願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 企画課長。

○企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。お答えいたします。

築上町の集中改革プランちゅうものを平成19年の3月に策定しております。本来、これは県の地方課からの指導で全国的に策定をしたものでございますが、その中で事務事業の見直しということで審議会の委員の見直し、それからイベントの見直し、これは一般質問の中に出でおりましたシャンシャン祭り、町民体育祭、それから組織の見直しと定員管理の適正化ということで退職者の補充を20%以内にするとか、そういうことでお金を捻出していくとか、給与等の適正化ということで本年4月から町長、副町長、収入役、教育長については5%カットをしております。また、管理職についても2%のカット、また、7月には町長、副町長、収入役、教育長、また職員も給与のカットをしております。それから委員報酬の見直しということで5,000円を3,000円にしております。それから旅費の見直しということで、例えば福岡に同じ課の職員が2人車で行った場合、同乗車の交通費の支給は廃止と、それとか日当の削減、今まで福岡に行った場合2,200円あった分が1,100円に削減。それから各種補助金の10%程度の削減、それから使用料手数料の見直しということで体育施設の見直しを行っております。また、保育料の見直し、それから住民健診、がん検診の負担金の見直し、それから扶助費の見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） いろいろ見直しましたは今回の決算報告の書類にもいろいろ意見書として何を見直したとか削減したとかいうのが出てますので、ですからその削減した成果というのは今後どういうようにあらわれるのか、例えば町四役の報酬を5%カットしたというのも、言いかえれば旧椎田町に戻したぐらいの金額だったか若干低いのかちょっと詳しくわかりません——のような気もしますし、今回いろんな議員が質問してます町民体育祭またはシャンシャン祭り等、それに約800万ぐらいですかね、ぐらいの、それ以上になるのかな、それぐらいのお

金がかかるわけですが、それを削減してそのお金をどこにどう使うのか。その金額をですね。それをお答え願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先日の議案質疑にも出たと思いますけども、経常収支比率105.3、実質公債比率18.6ということで、もう全体的に現段階ではイエローラインちゅうかレッドラインに近いということで、これは町政懇談会55カ所した中で住民の皆さんも本当に町の財政的な部分は把握していると思います。テレビ等で見て多分実質公債比率だと思いますけど上からなかなか出らんだ、最後に大牟田と築上町が出たと。横綱級じゃないかと。そういう中でシャンシャン祭り、体育祭等を休止したり見直しをしたらどうかとそういうことで出ております。

ということで、財政健全化というのがまず本町においては第一じゃないかと。いろんな産業振興、企業誘致、インフラ整備等、やはりやっていく方もやっていかないといけませんけども、第一は財政健全化が今町政懇談会した中で住民が最も望む政策というか施策じゃないかと思っております。

そういう部分で財政を健全化する意味で今、担当課長がいろんな部分を見直しをしております。それについて今後厳しくといいますか、これは集中改革プランを県にして公表もしております。数字目標も上げております。その数字目標を達成するだけでなく、来年度も地方交付税マイナス4.3%出ておりますが、なお一層の減額削減をしないと本町はいけないということで。まず職員には先ほど言いましたように3%という本当に厳しい政策でございます。10号線京築は築上町だけということで協力していただいております。そういう中で本当に今後改革プランに沿ってやっていくということで。これはここを削ったからこれをどうということでなくて、もう105.3を90%台に落としていくということで全体的にやってきております。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） お昼の鐘が鳴りましたが、もう少しお付き合いをしていただきたいなと思いますが。

何ていうのかね、町長以下、先ほどいいましたけど職員の給料まで手をつけたということですね、非常に本当財政的に厳しいというのがわかりますし、ある意味、町民の憩いの場、交流の場であった2つの行事がなくなったわけですから、せめてそこに充てていた補助金がどこに使われるのかっていう説明だけをしていただきたい。例えば、家庭のことで言えば教育費が足りないから食料費をどうだこうだということをするわけですね。ですからそこまで思い切った決断を町長がしたわけですから、そのお金がどこでどういうふうに使われるからこういう成果を見込んでますよぐらいはあってしかりじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君）　はい。

○副町長（八野 紘海君）　先ほどから言いますように町政懇談会55カ所、町民の意見は夕張市にならないようにというのが町政懇談会の中での意見です。ほど、この500万をどこに充てて500万をしますということやなくて、105.0を先ほどから言いますようにそれを90%台にもっていくという形で、計画的には19年度3億、5億、6億というふうな計画目標でやっております。そういう大きな枠の中での財政健全化ですので、部分的に600万削ったからコミュニティーバスに600万持っていったということじゃなくて、政策は政策でも先に高齢者福祉についてはそういう部分は政策として打ち出しておりますので、そこら辺を大所的な考えでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君）　工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君）　お金がないから削って、これからその使い道は考えるということですかね。

○議長（成吉 暉奎君）　新川町長。

○町長（新川 久三君）　簡単に言えば、今まで積み立て金があったが、これがもう底をついてきたという状況で、ずっとこの財政運営、築城も椎田もやってきておりました、実際。それがなくなったと。じゃあどうするかという形になれば歳出を削らにやいかんと。ただ、だから削った金をどこにやるかやないで、貯金がなくなったから削らざるを得なくなったというふうな理解をしてもらいたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君）　工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君）　貯金がなくなったから削ってそこに充てたということですね。

それでは、町長が行政、最初の説明でも、初日の、人件費はとにかく太いんだということで、この間も副町長ちょっと公的な場じゃないんですけど話したときに、とにかく財政を一番圧迫してるのは人件費だという話をしました。で、これを事業を凍結して3年間我慢をして経常収支比率を少しでも下げるということですが、町長がきのうの議員の質問の中にも適正職員数250人から200人にしていくという形ですが、きのうの答弁だと自然減していくというふうに聞こえたんですが、自然減は決して改革でもないし、もう少し人件費がどうのこうの言うんであれば退職勧奨等も積極的にしながらしていくというのも一つの方法だと思うんですが、これから人件費を削る方法としてそういう考えはないでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君）　新川町長。

○町長（新川 久三君）　退職勧奨をやって皆さん応じる人はいないから全員で痛みを分かち合おうやということで今削減。自然減が必ずしも、本来なら自然減という形、僕は言葉使ったら悪い

かもわかりません。本当はやめた方々の分は補充するのが本当でしょ、ね。それを補充をしないで何とかやっていこうということでございますので、自然減という感じの言葉は悪かったかもわかりませんけれども、やめた方の補充をやらないという形で250人おったのを200人にやりますと、そういうことで御理解をしてもらいたいと。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） その補充はしないでしょ、200人が適正人数なわけでしょ。じやけ、それまでは自然に退職者が、もしできんことがあるでしょう、退職した人を補充できない。ですから、200人が適正かどうかは町長の考えでしようけど、200人にするまで頑張っていくんだと、そうすれば財政的にも少し明るい兆しが来るだろうというもくろみだと思うんです。けどそれで追いつきますかっていう話と、先ほど来言ってるようにもう削る話ばかりの非常に暗い今状況ですので、次の質問なんですが、今からやろうとする改革はまだ削らなければいけない改革を今計画してるので、でなくて、いや少し明るい兆しがあるよというのがあるのか、そのあたり何かあればお答え願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） とにかく築上町の財政は国の財政に依存していかなければならない財政です。自主財源30%強でございます。税金等はですね。自由に使える金で。そういう形の中であとは約70%弱で国のお金で依存を。だから国の施策、大きく左右てくるわけなんですね。そういう形の中でやはり基地があるという形で米軍再編の金を私は十分当てにしていかなければいけないという形になります。今まで基地があるし、その分米軍の再編という形の中で今までの訓練と変わりない訓練だということで私は認識をしておりますので、それなら再編を受け入れてもいいんじゃないかというふうな立場で、これも一つの財政運営の一環だと思います。そういう形の中であとは本来なら基地に私は固定資産かけらせてくれと、そうすれば50億円の固定資産が入るんだというこの運動をやってるけどこれは一朝一夕ではできません。どつかが言い出しつペがあって、この運動をやっぱり長くやっていくてようやく国会議員の諸先生が理解をしていただき、そして、また国の方がまた財源どうするかというとここまで見繕っていかなければいけないという形になりますので、運動は運動としてやっていく、そして、わずかな町の自主財源の中でもいかに国からの依存財源を利用していかかというのがこの町の運営だろうと。

とにかくやはり自主財源を高める努力もやっぱりやらなければいけないと。そのためには固定資産税をふやす、町民税をふやすという形しかならないわけですね。そうすれば先ほど信田議員の質問ございました町民所得の向上とかいろんな問題、全部一朝一夕にはできないんですね。やっぱ少しずつ積み重ねをしながらやっていくという形になろうかと思うので、そういうふうな形で財政運営は極力合理化をしながらやっていくと。職員の数が多くは住民サービスよくでき

ますよね。だけどもこれも少し住民にもまた我慢をしていただきなければならないところも出てきますよということもわかつてもらわないかんと思います。そういう形の中で健全な財政を運営していくというのが我々の責務ではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 本当もう町長がおっしゃるとおりだと思うんですけど、削るにもやっぱ限度というのがやっぱありますよね。もうこれでもかというところまで、例えば今削ってるのかどうかというとまだではないかなと私は思います。まだまだ削れるところはたくさんあるし、細かいところを言えば切りがないでしようけど、やっぱそういうところも少しづつでしようけどやっていくべきだと思います。

それと、今回の予算書の中にもありました、明らかに収納率が悪いですよね。徴収率ですか。で、いつですか徴収員を1人雇い入れてますから、この徴収率を例えれば1%でも2%でもアップさせるというのも町長の意気込みとしてですね、今何%、80%台でしょ。たしかそうですね。91ぐらいあったですか。91か。まあ90ちょっとを超えてるということであるんであれば、それを町税が3億ぐらいあったですね、それを少しでも改善していくという成果を町費を使って雇い入れてるわけですから、その成果もないでただ雇い入れてるという形では成果としてならないと思いますので、そこら辺あたりは徴収率をどんどんアップしていくのも一つの方法じゃないかなと思いますから、最後に徴収率に関しての方法、方策について町長に考えがあれば、町長以下担当でもいいですけども、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。——椎野課長。

○税務課長（椎野 義寛君） 税務課、椎野です。議員の質問ですが、確かに徴収率悪くございまして、今回7月から徴収専門官を配置していただきまして、また8月から滞納整理の指導員という形の分、1名配置していただきました。今後債務整理、要するにまじめに納めてる方が不公平にならないような形の分の形で徴収に頑張っていきたいと考えております。

また、今回、徴収の滞納専門官ですか、指導員につきましても一応今まで国税の徴収の関係でしたので、その方の指導を受けながら滞納整理をやっていって徴収率向上に図りたいと思っております。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） もう1点だけ担当課長に聞きたいんですが、徴収係の人の何ていふんですか手腕というか、それは課長が見てどうでしょうか。これは徴収率が上がるのか滞納整理ができる方なのか、どうですかそのあたりは。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう細かい中身までは、ちょっとこの議会で私は答弁すべきでないと思っておりますので、ちょっと差し控えさせてもらいたいと。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○副町長（八野 紘海君） 徴収係の職員、全職員、徴収専門官を含めて今精一杯頑張って努力してるとこです。成果は必ずあらわれると思います。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 工藤議員。

○議員（3番 工藤 久司君） 成果が必ず上がるという副町長の言葉でしたのでそれを信じて、私の質問を終わります。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さまでございました。

.....

○議長（成吉 暉奎君） これで午前中の一般質問を終了いたします。再開は、1時半からいたします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（成吉 暉奎君） それでは、再開いたします。

次に10番目、15番、平野力範議員。平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 町会議員の選挙後初めての質問させていただきます。

まず、1番、2番分けてますが、ほとんど内容的には同じような話になるので行ったり来たりになると思いますが、その点御容赦願いたいと思います。

まず、一つ一つ小さなことからまいりますかね。築城の方の自治会何カ所かで事業をやってほしいというようなことで町長がこう答えてるんですね、自治会が順位をつけて1番にした、地区計画ですね、1番にしたものはすべてやりますというふうな発言してます。これは、築城地区がおくれてるんで築城地区をことしは1番にしたものは全部やるという意味なのか、66ある自治会にこれを1番にしたものを全部やるということになると大変な金額になるし財政的な裏づけがあつての発言なのかその辺町長に答弁願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、平野議員、従前も御承知のとおりと思いますが、旧椎田町でいわゆる村づくりの中で自治会の計画書つくってもらっておりますよね。これで順位の高いものはやるということは従前からこれは行われております。これを踏襲して合併後も築城でやると。金のかかるものは何年か継続してやる部分ありますけど、普通の小額の計画であれば単年度ででき

るものは極力単年度でやると、こういう考え方でやっておりますので、全く従前の椎田町のやり方と同じようなやり方でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） それは、私たちは十分に築上町の中でも旧椎田地区の住民は理解してると思いますが、初めての町政懇談会で町長が、私が見た中では2つぐらいの自治会でそういう言ってるんですけど、特に下本庄ではことしじゅうにやりますという、金額が小さかったかもしれませんけどことしじゅうにやりますというようなことを言っておられるんで、そういう要するに初めて聞いた人にとっては何年かかるとかいう説明なかったので当然ことしじゅうに全部やってくれるもんと受け取る可能性が高いじゃないですか、だからそういうところは旧椎田町がわかつても築城町の人にはもう少し丁寧に、金額の大きいものについては長期間かかりますよというような説明をした上で1番にしたものは最優先にやりますというような説明が必要だったんじゃないでしょうかね、町長。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、下本庄と言いましたけど、平野議員、これ確かな情報なんでしょうか。

○議員（15番 平野 力範君） はい。

○町長（新川 久三君） どういう情報で。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 町政懇談会の資料を見させてもらいました。

○町長（新川 久三君） 逆に僕も質問したい。町政懇談会の資料をどのような形で請求しましたかね。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 担当課に行って見せてもらいました。一部指摘がありましたので椎田地区の分はコピーもらいましたけど議会事務局に返納しております。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私が聞いたところでは議会の調査権を行使して、くれということで職員に私は言ったと聞いておるんですけど、それ本当ですか。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） それは事実です。私の勘違いですけどね。それはもう見て返したということで、で、築城地区の分に関しては見て手書きしただけですから別に問題はないと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議会の調査権ということでね、これは私は議員さんの権力じゃないかなと思ってるんですよ。というのが調査権というのは100条調査委員会をしてから調査権を発動するのが本来のやり方やないかなど。まあ、参考に見せてくれとかいう話であればいいんですけど、調査権というふうな形で職員を威圧して何か見たと私は聞いとるんですけど。今後改めてもらいたいと思います。ある議員はちゃんと情報——公開条例に基づいてちゃんと見せてほしい、そして、コピーするときはお金を払っていただいた議員さんもおるわけですよね。そういうことで今後は気をつけてもらいたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 気をつけて質問をいたします。

で、まず、その前に答弁をお願いします、今の件。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そのときの内容は、基本的には自治会の中で私は詳しく説明をしておると思います。ただし、どこでどういうふうな発言したかというのは一々覚えておりませんけれども、基本的には村づくりの地区計画の中で順位をつけてやっていただきたい。そして、多分金額の多いものは国の予算の一応もらうはんごうもあるから、今からするんで数年はおくれる、かかるかもわからないよと、そういうような発言も私はしたような記憶もありますし。とにかく一応地区の計画を立ててちゃんとすれば町の方はこれは必ず実施しますという一応懇談会での説明は行っております。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 誤解を生まないように自治会制度が旧築城地区では今まで町内会制度だったので自治会制度試運転状態なんできちんとそういうところを網羅して説明をしてやっていただきたいと思います。

それから、細かいことですけど児童館の利用者に関してですが、これは町外も今無料にしてますよね。これは町政懇談会でもこれを言ってるんですけど、町外利用者は最初はアピールということで町外利用者も無料にしとるんだと思うんですけど、今現実、来館者数は、16年度3万4,316人、17年度3万8,579人、18年度の資料もらってないんですけど、このうち町外者が16年度で1万2,000人、17年度で1万4,900人、約1万5,000人。3割から4割の来館者——町外利用者があるわけです。町の施設、また、町民の税金・血税を使って施設を運営してるですから幅広く利用してもらうっていうことは私も大いに賛成ですが、これは人件費も含めて町民の税を使ってるわけですから、町外利用者には幾ばっかり100円でも200円でもやっぱりそういう人たちからは利用料をいただくべきではないかと思いますが、担当課長でも町長でも結構です、答弁願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 質問項目にはないんですけど、今、平野——突然そういう質問が出てきたので、担当課は今まで考えておることをどういう形で、将来的な考え方ということで担当課長の考えで、僕はまだどうするかという考えは持っていないので、担当課が今から検討するという形の中では担当課長の見解は出していいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 質問にお答えいたします。福祉課の吉留です。

児童館の入館者数でございますけども、大体、学童保育の児童を除いて町内・町外大体半々ぐらいというのが現実です。で、というのが3分の1がこれは学童の児童ということで考えて大きな間違いはないみたいです。

それで、町外者の入館料の関係でございますけども、実際、今の児童館がその入館料を取るのに非常に厳しいつくりになっております。で、事務所の窓がすごく小さくて、いつだれが入館したのかわからないような状況です。で、するとすればその設備も必要になると思いまして、その入館料等ですね。で、人的な整備も必要になります。必ずそれに1人はないし交代要員を置かなければいけない状態になると思いますので、それについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 今の話、担当課長の話では、実際数は半々だということで、やっぱり町民の利用者には福祉目的できちんと100%福祉で結構だと思うんですけど、取れないから取らないということじゃ、やっぱり町外利用者と、要するに築上町の税金を使って日本全国の人たちを受け入れるんかといったらそれはもう無理だと思いますし、やっぱりその辺は何らかの策を講じていただいて、幾ばかりかでも、いろんなサークルとかいうのはあると聞いてます。だからそのサークルの人たちはその人たちには最初から啓蒙して町外者にはいただきますよというような形でいただけると思うし、時間帯によって集中してると思いますので不可能ではないと思います。ぜひこれは大いに検討していただきなければならないと思います。きょうの議案でも老人の敬老年金を切るというような案も出てますし、町外利用者から一つも取らないというのは、これは筋の通らない話だと思いますので、児童館そのものの目的は理解してるつもりですが、そのところは再検討をよろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、椎田中学、築城中学の統合新設についてということで、これは、築城のある自治会での町政懇談会の中で椎田中、築城中統合して築上中を建設するとおっしゃってます。いつごろまでに、これは恐らく合併特例債を使うという話なんで10年以内と思うんですけど、いつごろまでにどういうふうな形でスタートして町長の責任をもってスタートするつもりなのかというこ

とを明確に答弁願いたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 中学校の統合という形で、これはまだまだ議論を深めていかなければならない問題ということで、いわゆる学校の統廃合についての話の中で小学校については10名未満になれば統廃合の対象になると。しかし、中学校はみんなに近い距離に両校があるということで、2キロもないわけですね、いわゆる距離は。そうすれば人数的にも昔は両校足した以上の人数がおったというふうな考え方から、非常に施設も傷んできてるし、建てかえをするんであれば統合して1校にした方がいいんではなかろうかなというふうな形で、町政懇談会では話したことがございます。そういう形の中で、じゃあ、いつまでにするかということになれば、できればそういう形の中で、私の任期中は私はまだそこまでいかないということで、あともう任期2年半切りましたのでそんな形じゃないと思うので、あと総合計画に基づいて町の行政を進めていくような形になるんではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 老朽化したといえば中学校だけじゃなくて各小学校、ほとんど昭和40年代の建築だと思いますのではほぼ皆同等に傷んでます。これを小原小学校だけは10人切るまで残すんだというふうな形をおっしゃってますけど、やはり建物の傷みぐあいから見てやっぱりもう再編統合、こういうことを考えて合併特例債を使うんなら使えるうちに考えなきやいけないんじゃないかなと思いますし、町長、合併特例債の積立金を今してますけど、ことで9億ぐらいあるかと思いますが、これ30%は特例債でも地元負担ということで、これを年金利に直すと年2.5%で計算すると20年償還で今9億の分が20年償還で利子が1億3,500万つくわけですよね。だからこういう貯金という考え方を町長はよくされますけどやっぱり借金なんですよね。この借金をどういうふうな目的に使うかっていうことはやっぱり中学校の建てかえに向けて積立金をふやしてるんだよということなら町民にも説明がつくわけですが、ただ貯金のために借金をふやしてるということでは説明がつかないと思うんで、その辺、町長答弁お願ひします。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 合併に際して市町村建設計画ができております。このやっぱり事業実施のために特例債の積み立てをしなさいという趣旨でございますし、これに沿った使い方は当然やっていかなきやいかんだろうと。しかし、総合計画という新たな計画もできましたので、この合併時の市町村建設計画と総合計画をにらみ合わせながら、まあ、市町村建設計画という一応大まかな形ですべてが網羅できるような形の計画にしておるわけでございますし、その中で吟味しながら総合計画の実施をやっていこうと考えておるところでございます。

そういう形の中で今利子が1億何ぼと、これちょっと私も計算したことございませんけど。とにかくやっぱり、これはやっぱり借金といつてももらった金ですよね、実際ね。例えば1億借りて7,000万は返さんでいいわけです。3,000万だけ元金返せばいいわけです。そういう形になる。そうすれば7,000万はいただいた金だと。その7,000万から少しでも利子をつけて返せばこれは6,000万になるかもわかりません。しかし、そういう形の中で合併したこれがやっぱ一つの財政的な将来の余裕ということで、この分は10年以降しか使えないんですね、実際。積み立てておって、10年経過した後に使えるという形になるわけでございます。そういう形の中では我々の代まで使えるか使えないかという形になろうかと。新たな議員さんについてもう次の2期、3期目の議員さんのときに使えるという形になるんではなかろうかなと考えておるところでございますし。

そういう形の中で将来の築上町の財政に寄与するために合併したので積み立てておくというのが基本的な形なわけでございます。そういうことで、合併した形で財政的に国の方が少し面倒見ろうかということで積み立てなさいということでですね。これが学校建設が10年以降になればこの金使えるわけでございますけどですね、この積立金が。そういう形で理解していただければ後々じっくりいろんな形で関係者の皆さんと協議をしながらこの使い道については考えていくべきではなかろうかなと考えております。

○議長（成吉 暁奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 町長、もうとにかく70%元利合わせて交付税算入されるからということで強調されるわけですが、30%の元本と利子は地元負担です。これはやっぱりしっかりと見据えた上で、説明のつくような計画を立てていただきないと我々も町民に説明できません。貯金と言われますけど貯金じゃないです。やっぱり借金もふえてるんです。それだけはきちんと認識していただきたいと思います。それから、学校の関係はそれでいいです。

それから、議会軽視とも思える発言についてということで、町政懇談会で数多く議員定数その当時20で選挙をしてる最中でしたが、そのとき町長は各自治会回ってまして、多く自治会から議員定数が多過ぎるということで指摘があつておりました。それは我々も責任を感じてますし、私は当時もっと削減しようという積極的な意見です。今回も吉元成一議員の提案によって議員定数を16ということで大きく減らしました。これは議員みずからの自覚に基づいてすべき行為です。町長はある所では私が決めることもできますが議会の意向も尊重しなければいけませんというふうにおっしゃってます。これは恐らく勘違いして言ったんだと思うんですが、これはもし勘違いじゃなかったら町長が決めることができるという根拠が何かあるんだったらお答え願いたいと思います。

○議長（成吉 暁奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 確かに決めるんじゃなくて提案、ね。

○議員（15番 平野 力範君） 提案でいうこともあるけど。

○町長（新川 久三君） 提案を町長が議員定数の提案もできますということでございます。そして、決めるのは議会の過半数によって決めるんですけど、そういう発言を私はしとると思うんですけど。そのところは言葉のあやであなたの取り方と思うんですけれど、そういうことで決定権は議会にございます。すべてのことが。すべて町長提案に基づいて議会が議決をするか否決をするかの形にかかっておる、これが地方自治体のルールでございますし、そのところは平野議員はつきりわかつておると思います。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） まあ、これはある自治会でははつきり言っとるんですけどね。まあそういうことで修正的な発言がありましたので、そういうことでよしとしますが、常日ごろからやっぱり議会を軽視したような発言が多いんで、やっぱりこういうところがやっぱり我々にとってもすぐ目につくところでございます。今後できる限り発言には気をつけていただきたいと思います。

それから、財政悪化の対策についてという、次に移りますが、やっぱりここまで悪くなってくる実質公債比率18%超えて経常収支比率が105を超えるというような状況になってくると本当に厳しいなと思います。こういう情勢になればやっぱり聖域を設けない行政改革を断行しなければならないと思います。その中で前回、工藤議員も言われたように国の制度として廃止の方向のある収入役の、個人的に岡部さんに言ってるわけじゃありませんので、制度としての廃止はやっぱ当然検討すべきじゃないか。それから公用車の運転手も廃止したらどうかと。さらに先ほど言いましたが小規模学校の廃止、保育園の統合、そういうことまで考えざるを得ないんじゃないかなと。さらに庁舎の清掃等も人を雇っておりますがこれは職員ができるんじゃないかな、いろんなことが考えられます。町長、これらの財政の悪化の原因と、今言った提案の中で取り組めるものもあったら町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 収入役の件は何度も申したとおりですね。今の岡部収入役が任期で終われば会計室の中に職務執行者を置かなければならぬようになっております。そういう形の中で法改正の中で、この法改正は総務省の方が国会に提案して地方自治法を変えたということで、我々のここにこういう収入役についてはどう考えるかと、いろんなそういう問い合わせとかそういうものが全くないまま机上論で、とにかく国の財政が悪化するという形の中で一方的にやられてきたのが現状です。そして、あと今いろんな運転手の問題とかいろんな形で平野議員は提案あったようでございますけど、私は大分保守的なんかなと思うんですけど、現状維持を極力守りな

がら行政改革をやっていこうというふうなことで今一生懸命頑張っておるところでございます。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 現状維持を守りながら行政改革をするという意味がちょっとわからないんですけどね。行政改革というのは先ほど私が言ったように聖域なき行政改革をしなければ意味がないと、こここの部分だけ扱わないでここだけは扱うよというふうな形で先ほども言いましたように弱い立場である敬老年金の廃止、それから祝い金の創設、それによって8,000円を浮かして行政改革に寄与するというようなことを提案されるとようですが、その前にまずみずから、町長みずからが血を流すという覚悟があれば私たちももっともっと積極的に協力せないかんなという気はあるんです。収入役の廃止、それから公用車の運転手の廃止、それから町長みずからの退職金の返還をしますよというような、本当にあの人、町長も本当にここまで決断しとるんだなというような我々の心を動かすような決断があれば我々ももっと積極的に協力していくかんといふいう考えはあるわけですが、個人的には議会の提出も賛成しましたし、報酬の削減も旧椎田町の方に合わせようということで我々は提案しました。そのように少しでも議会の方も血を流す覚悟でおりますが、弱いところから削っていくというようなことを今までの町長の流れの中ではどうもやってるように感じられます。町長の再度の自分の血を流してもこの行政改革をやるんだという覚悟をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう本当職員の皆さんには非常に血を流していただいております。ねえ。課長さんにすれば月給3万円の減額ですよ、これどう思います、あなた。やっぱり私は血を流さないで改革ができるものはやっていこうというふうな考え方、さっき保守的と言いましたけどですね。そういう形の中でじゃあ職員首切れとあなたはっきり言うんですか、そんなことは私はできません。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 他人に言ってるんじゃないです、あなたみずからの覚悟と言つてるんですよ。あなたが退職金返すと言うならあなたの覚悟はわかりますよ。何も自分とこは元の椎田町の町長の報酬に戻してそれでお茶を濁したみたいな形で、ほで職員は下げる。それでつじつまが町長には合ってるんでしょうね、私たちは町長の覚悟のほどが見えないんですよ。もっともっと行政改革をせなきやいけんとあると思うんですよ、小さいことですけど敬老会のときの弁当代の少しでも切ろうやと、いろんなところで考えたら知恵が出てくると思うんですよ。だからそういうふうな町長の覚悟が見えない。残念ながら今の町長の考え方の延長では財政悪化

も当然の結果だろうと、これ本当に町長があと2年半しかありませんけど、2年半の中で財政が本当にもっと健全になっていくのかなど、もうさらに悪化するんじゃないかなとやっぱりもう心配がふえるばかりです。もう、これはもう町長に何遍聞いてもこれ以上の答弁は望めないと思いますので、これで質問を終わりますが、もっとさらに真剣になって行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

.....

○議長（成吉 暉奎君） 次に11番目に、7番、西畠イツミ議員。西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 7番、西畠イツミです。通告に基づきまして質問いたします。

高齢者対策の充実をで、まず初めに介護保険の改正によって介護サービスが変わったことをわかりやすく知らせることと、今まで受けていたサービスを続けることができないのかについて質問いたします。

介護保険が昨年4月から介護報酬や第1号保険料が改定され、第3期事業計画が始まりました。また、地域包括支援センターや新予防給付という新しい仕組みも始まりました。法改正というより私は改悪と思っておりますが、社会的な援助を必要としている人が公的介護制度、社会福祉制度の網の目から漏れることが多くなり、高齢者が孤立して地域の中に埋もれているのではと心配です。要支援の人は介護予防サービスしか利用できなくなりました。介護サービスが変わったことをわかりやすく知らせてもらいたいと思います。いろいろ工夫すれば周知徹底することもできると思いますがいかがでしょうか。

新制度の新予防給付や地域包括支援センター事業はどうなっていますか。訪問介護の生活援助が短時間に限定されたためにひとり暮らしの高齢者は大変困っております。要介護1から要支援2に変わったら介護サービスの内容が大きく変わりました。なぜ今までデイケアに行っていたのが行けなくなったのかとか、ヘルパーが来る回数が減ったのはなぜか、また、おむつの支給が減らされてとても困っているがなぜなのか、何のために介護保険料を払ってきたのか、いざ使うときになるとあれはだめ、これもだめというのは何かおかしい、なぜこんなことになったのかという声を多く聞きます。今まで受けていたサービスを続けることはできないのかをお尋ねいたします。

○議長（成吉 暉奎君） 吉留課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 高齢者福祉課長の吉留です。

まず、介護保険につきましては、平成17年度に法の改正がございまして、18年度から制度が変わっております。この制度が変わったときに福岡県介護保険広域連合においては全世帯にお知らせをするパンフレットをお配りしております。それから、既に介護サービスを受けて利用さ

れている方につきましては、介護プランを立てるときにケアマネージャーがおりますので、ケアマネージャーに詳しいことを聞くことができます。それと、今の御質問の中で介護認定が変わったということがございましたけれども、当然介護認定が下がればそれに伴ったサービスも制限されてまいりますので、従来使われていたサービスが使えなくなつたということは、これはもう制度上いたし方ないことだと思っております。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 制度が変わって仕方がないと言われましたが、なかなかお年寄り、今まで受けていたデイケアなんか楽しみにしてたのが、その制度が変わったために行けなくなつたということが理解なかなかできないわけですよね。だから、このところをいろんな機会をとらえて周知徹底してもらえないかということで質問してるんですが、お年寄りは例えばきょうからこういう制度に変わりますって言われてもなかなかそれを受け入れられないんですよ。で、だからこういうふうに制度が変わりましたからこうなりますじゃなくて、もっと親切にやさしくと言っていいかどうかそこはわかりませんけど、わかるような対応をしてあげていただきたいというのがこの質問してるわけなんですが。確かに制度が変わったんだから受けられませんて言えばそれまででしょうけど、そうなれば町独自で今まで受けていたサービスが受けられるようにはできないのかどうか、そのところがお聞きしたいんです。でないとお年よりはなかなか、変わりましたからもうあなたは行けませんよと言っても理解してもらえない。だから今までデイケアに行けてた人がこうすれば行けますよとか、こういう方法がありますよとか、そういうことが言ってあげたら落ち着くというか、わかったというふうになるんじやないかと思いますけど、そのとこはどうでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 吉留課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 先ほども申しましたように介護サービスを使う場合は、ケアプラン、いわゆるその方の介護保険のサービスの利用計画をケアマネージャーという方が立てます。ですからそのときに御自分の使えるサービスがどういったものなのか、何でこういったほかのサービスが使えないのか、個別の詳しいことにつきましてはケアマネージャーがついておりますのでケアマネージャーにお尋ねになるのが一番わかりやすいと思います。それから、当然役場の公用車は福祉課の窓口でも結構ですし、またお電話でも何かしらお尋ねいただければ私どもの方でお答えすることもできます。

それから、介護認定に当たって例えば更新時に従来認定を受けていた方が健康状態が向上したために認定が得られなかつたというケースもあると思いますが、そういった方が例えば本町の高齢者の福祉サービスを使いたいという御希望があれば役場の方に言っていただければ個別に調査を行つて会議にかけて、町の要綱等に該当するような方であれば町独自の福祉サービスも使うこ

とができます。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 更新して認定を受けられなかった場合、町のサービスを受けられると言われましたが、そのところがケアマネとで、ケアマネの人がきちっとこういう町のサービスもこういうのがありますよと言えばわかっていただけるんでしょうけど、そのところがなかなかうまくいってないからこういう問題が起きてきてると思うんですよ。で、更新時に認定を受けられなかった場合は町に申請サービスを、町のサービスを受けられる方法がありますというのはケアマネの人に言ってもらうちゅうわけにはいかないわけでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 吉留課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） それはできると思います。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） それから、もう一つ、新予防給付の対象となる軽度の高齢者の訪問介護は、日中1人でも家族が同居している場合も利用できると聞きましたが利用できますか。

○議長（成吉 暉奎君） 吉留課長、わかりますか。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） すいません。ちょっと質問がちょっとよく理解できませんでした、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 新予防給付が行われておりますね、その対象となる軽度の高齢者の訪問介護は、日中1人の場合、独居老人じゃなくて家族がいるんだけど日中1人の場合はその制度が利用できるかどうか。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） その該当する方が日中1人なのか家族がいるかとかそういうことは利用するに当たって何ら制限といいますか差し支えないと思います。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） それはわかりました。次に、この介護保険の改正によって介護サービスが変わったことをわかりやすく知らせるという、その分については終わります。

次に、後期高齢者医療制度の問題点について質問いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての人が個人単位の新たな保険に強制的に加入させられます。そして、75歳以上のすべての人から保険料を徴収され、年金額が月1万5,000円以上の人の年金から天引きされます。1年間滞納すれば保険証を取り上げられ資格証明書を発行することが決められておりますが、そこで老人保健との違いについてお尋ねいたします。どの部

分が老人保健と違うのかをお答えください。

○議長（成吉 嘉奎君） 担当課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 住民課の遠久です。現行の老人保健制度と今度20年の4月1日から後期高齢者医療制度が始まるわけで、この相違について簡単に説明させていただきたいと思います。

運営主体は、老人保健制度の方は市区町村でございますが、今度後期高齢者医療制度になりましたら県内の全市町村が加入する広域連合が運営主体となります。対象者は75歳以上、両方とも75歳以上ということで、それから一定の障害のある人は65歳以上の方が対象となります。これは変わりございません。

それから、健康保険ですが、国保被保険者——被用者保険等の医療保険に加入している方が老人保健、今までの健康保険の内容でございましたが、今度、後期高齢者医療制度に75歳以上の方全員が加入していただいて、現在の国保、それから被用者保険等の資格は喪失するということになります。

それから、3番目に、医療機関へ受診する場合ですが、現行では健康保険証等老人保健法医療受給者証を医療機関に提示しておりますが、これからは後期高齢者医療被保険者証を提示するという形になります。

それから、保険者証ですが、先ほど西畠議員から言われましたとおり今まで被保険者が加入している医療保険からそれぞれ保険証が世帯に1枚または1人に1枚交付されておりましたけど、これからは被保険者全員に後期高齢者医療制度独自の保険証を1人に1枚ずつ交付されるという形になります。

それから、医療機関での負担割合でございますが、これは1割負担、現役並み所得者は3割負担、これは4月からも変わりはございません。それから、保険料ですが、加入する健康保険によって異なっており、保険者に支払うという形を今までとててきておりましたが、これからは原則として福岡県内で統一され、対象者一人一人が支払うという形になります。それから、原則として年金から天引きされるということになります。

そして、最後ですが、滞納措置としまして、国民健康保険で保険税を滞納した場合でも老人保健は資格証明書交付の対象外でありましたものが、先ほど西畠議員が言われましたように1年以上保険料を滞納しますと保険証は返還となりまして、被保険者であることを証明する資格証明を交付するという形になります。

以上でございます。

○議長（成吉 嘉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 大変わかりやすくて——したんですけど、この後期高齢者医療制

度の一番大きな問題点は、扶養家族などで、これまで保険料がゼロだった方にも新たに負担が生じることや現行制度にない厳しい資格証明書の発行が行われるということです。また、65歳から74歳の国民健康保険料を年金から天引きされるということに先ほど言わましたが、お年寄りに病院に行くなと言わんばかりの医療費抑制を強いるものです。ぜひ町長は連合議会の議員ですから、私は12月議会でそのことを質問したかったんですが、福岡県後期高齢者医療広域連合議会が11月に行われる予定と聞きましたので、ぜひ町長に普通徴収の対象者は10万人もなると言われています。その大半は無年金者と言われています。こうした人々は保険料を払いたくても払えない特別の事情の対象者とみなしどうして資格証明書はこれまで同様適用除外とすべきと広域連合議会の中で町長は言っていただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（成吉 嘉義君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国民健康保険でも均等割という形で1人当たり幾らという形で課税されておったわけですね。これがいわゆる後期高齢者の保険料に移行するという考え方もとることであります。そういう形の中で西畠さんは収入のない方を今言っておられるようでございますけど、これも県下の情勢等々を考えて介護保険の方が決める。そして、また国が本来なら法律でこういうものをどうするか、また、要綱でどうするかという形で私は全国一律であるべきだろうと考えております。そういう形の中で一応西畠さんからそういう意見があったということも踏まえて質問はしてみたいと思っております。

○議長（成吉 嘉義君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） うば捨て山にさせないためにも広域連合議会でぜひ奮闘していただきたいと思いまして、次の質問に移ります。

次に、防災について質問いたします。

初めに、台風等の避難場所と対応について質問いたします。台風4号、5号と相次いで台風がやって来ました。台風の接近に伴い風や雨が激しくならない前に自愛の家に自主避難しようとして出かけていったら、役場から連絡がないのでここは使えません、違う所に避難してくださいと言われて地元の公民館を開けてもらった。なぜ自愛の家はダメなのか。公民館にはテレビがないので台風情報がわからないのでという声があります。また、風や雨が激しいときに避難場所はどこですと放送されても行けません。特に湊の漁港近くや椎田東町の尾園川周辺はそれでは間に合いません。消防団に連絡するときは公民館も開けるように連絡すべきですが連絡体制はどうしてあるのかお尋ねいたします。

○議長（成吉 嘉義君） 総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） まず、自愛の家でございますけども、例としまして台風が沖縄付近に来ますと必ず電話がかかってきます、避難したいということで。まだ二、三日というかかり

あると思うんですけども、そのごろから早くから来て、そういうときにはもうお断りをしております。しかしながら、もう近づいてきて、ほとんど公民館が開くような事態になれば恐らく開けてると思うんですけども、そこはちょっと聞いてませんのでわかりませんけども。大体同じ関係で中学校の体育館とか自愛の家とか学供ですね、椎田、湊、中央公民館、大体それぐらいが最近使われててあります。

それから、連絡方法なんですけども、一応開ける等決まりましたときに町の施設につきましては町の職員を張りつけて開けるようにしています。で、自治会の公民館につきましては管理者または自治会長の方に開けていただくようにお願いしております。それから、いよいよ災害というような時点になりますと消防団の力をかりてお願いしててやうな状況でございます。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 今度の台風で湊の公民館が夜の10時しか開けなかつたんですよ。というのが今度公民館長が新しくかわりましてどういう、対応が多分わからなかつたから遅く開けたんだと思いますけど、消防団は先に来たんです。その後に湊の公民館開いてないじゃないかちゅことで初めて開けたんです。でも夜の10時というのは一番激しい風が吹いておりまして、その方はわずか20メートルぐらいの間が行けなくて車で送ってもらって開けたんです。で、その時間帯だったら湊の漁港近くの人は避難できません。で、漁港近くの人は朝早くから親戚の家とか友達の家とかに避難してるんですよ。だから、そういうふうに公民館を開けるようになっておればどういう状態のときから開けとてくださいとかお願いしとかないと、公民館は開けるのか開けないでいいのかちゅうのがわからないために消防団から言われて開けるちゅうようなことになりますので、そのとこは十分気をつけていただきたいと思います。

でないと、ことしみたいにあのように風が東風でアシが物すごく打ち上げられましたですよね。あの中で避難せとかいうことは到底無理なんですよ。すごいあれが来たんだろうと思います。もう家の埠の近くまで跡が残ってましたし、アシがすごく打ち上げられてました。で、その片づけにおいてもあれは町がしたのか、そこの漁港の近くの人たちが皆さんで出てしたのかそこのところはわかりませんけど、私が見に行ったときは漁港の人は一生懸命湾の中に入つたアシを押し出してました。で、押し出すということはよくないんだけど、それを海岸の方に上げることはもう到底個人の力ではできないということで。前回の台風のときに行行政に何とかしてほしいと言つたらそれはあんたたちの力でやりなさいと言われたからもう今回はお願いしなかつたということなんですよ。だからそういうことが現実にありますので、湊の漁港近くの人は早め早めに避難しないと逃げ場がなくなるわけですね。

それで、前回の台風のときは湊公民館早く開けてました。で、そのときにテレビがないと言われたので今度は湊の公民館改築したときにテレビをつけることにしました。

ですから、公民館、特によその地域の公民館はどういうふうになってるかわかりませが、湊あたりは、湊の公民館の場合は漁港の人は早く、朝早くから逃げないことには風がびゅうびゅう激しくなったときに避難してくださいじゃ逃げられないんです。若い人ばかりじゃありません、年配の方がたくさんいらっしゃいます。そういうところもきめ細やかにしていただきたいのと。

消防団が来たときは、既にもう潮が打ち上がってたときに消防団が来たんだそうです。だから、そういうところも、それは消防団の団長の判断でするのか町が要請するのかそこはわかりませんけど、あそこはもう昔からゼロメーター地帯といって台風、それから高波のたんびにはつかかる所ですので、そういう特殊な事情のある所は早め早めの対策をとっていただきたいと思います。

で、今、連絡体制について言われましたが、そうすると職員は早くそういう所には来て、公民館開けてくださいとか、今だったら避難できますからどうぞ避難してくださいとか、そういうことをやってるわけでしょうか。

○議長（成吉 暉奎君） 担当課長、どうぞ。

○総務課長（中村 信雄君） 湊については、ちょっと聞いてなかったというのは初めて聞いたんですけども。えつ。

○議員（7番 西畠イツミ君） 10時、夜10時。

○総務課長（中村 信雄君） 10時に開けたということで、ちょっとその時間というのははつきり覚えないんですけども、ちょっといきさつがちょっとわかりませんでした。

その指示については一応防災会議を開きます。で、そこでどこにだれを張りつける、そして、自治会は自治会に応援頼むということで連絡するようにしておりますけども、早めというのはどこで、早め早めにということはあるんですけども、どこで決断出すかっていうことが非常にちょっと懸念される、難しいということがございまして、今回、前回、前回の台風の折にはほとんどなかったんですけども、今回ちょっと激しかったというところがありまして、まあ早めがちょっと遅れたからということかもわかりませんけども、体制としてはそういうぐあいで体制はつくっておりまます。

○議長（成吉 暉奎君） 西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） 早めの対策が団の会議で決まるようなことを今言われましたが、海岸近くの集落に対してはやはり台風の進路から見て、先ほど自愛の家に沖縄あたりに來てるのに自愛の家に避難してきたっていう人がいたっていうふうに言われましたが、沖縄あたりに來てる部分についてはちょっと早過ぎるかなと思いますけど、九州に接近または上陸してる時点ではそのときどきによっては違います。高波高潮の時間にからなければまあそんなに早くから避難をする必要はないでしょうけど、ちょうど台風のときはいつも湊のあれはもう防波堤を越

える状態になりますので、早めの対策をぜひしていただきたいと思います。でないとあの近くの、それこそ何軒かと言われるかもしれません、その人たちの生命が脅かされるようなことになりますので、十分そこのところは気をつけて今後台風が到来するときは早めの対策をとるようにお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（成吉　暉奎君）　御苦労さんでございました。（発言する者あり）

○議員（7番　西畠イツミ君）　ああ、そうやった。はははっ。（発言する者あり）　ああ。（発言する者あり）　いいです。防災マップは工藤議員や首藤議員に対してあんまり積極的にするようなことを回答しませんでしたので、次回のときにきっちりと言います。

○議長（成吉　暉奎君）　御苦労さんでございました。

これで本定例会での一般質問はすべて終わります。

○議長（成吉　暉奎君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）　塩田議員。

○議員（2番　塩田　文男君）　議長にちょっと町長に対して注意をしていただきたいと思います。以前からちょっと感じたことなんですけども、委員会でも本会議でもそうですが、答弁中に我々は町長と発言する中で、町長は我々議員のことをあなたと言う発言をします。町長も結構血が騒ぐと早口で、あなたを言うとあんたと言われているようにも聞こえます。我々議員名前がありまし非常に失礼と私感じますので議長の方から注意をしていただけませんか。

○議長（成吉　暉奎君）　はい。よろしいでしょうか。

○町長（新川　久三君）　はい。名前を言います。（発言する者あり）

○議長（成吉　暉奎君）　何て。（テープ中断）

午後2時28分散会
